農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法 (昭和二十二年法律第百八十五号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業保険法

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条—第十九条)

第二章 農業共済団体の組織

第一節 組合員(第二十条—第二十五条)

第二節 設立 (第二十六条-第三十六条)

第三節 管理 (第三十七条-第六十四条)

第四節 解散及び清算 (第六十五条-第九十条)

第五節 特定合併及び事業譲渡(第九十一条—第九十六条)

第三章 農業共済事業等

第一節 農業共済事業

第一款 通則 (第九十七条-第百三十四条)

第二款 農作物共済(第百三十五条-第百三十九条)

第三款 家畜共済(第百四十条-第百四十六条)

第四款 果樹共済 (第百四十七条-第百五十一条)

第五款 畑作物共済 (第百五十二条-第百五十六条)

第六款 園芸施設共済 (第百五十七条-第百六十一条)

第七款 任意共済 (第百六十二条·第百六十三条)

第二節 農業共済責任保険事業 (第百六十四条-第百七十四条)

第四章 農業経営収入保険事業 (第百七十五条-第百九十条)

第五章 政府の再保険事業等

第 節 農業共済責任保険事業に係る再保険事業 (第百九十一 条 | 第百 九 十九 条

第二節 農業共済事業に係る保険事業 (第二百条 – 第二百三条)

第三節 農業経営収入保険事業に係る再保険事業 (第二百四条-第二百七条)

第六章 監督 (第二百八条-第二百十三条)

第七 章 独立 行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務 (第二百十四条-第二百二十条)

第八章 補則 (第二百二十一条—第二百二十六条)

第九章 罰則(第二百二十七条—第二百三十一条)

附則

第一条を次のように改める。

(目的)

第 一条 この法律は、 農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故によつて農業者が受けることの

ある損失を補塡する共済の事業並びにこれらの事故及び農産物 \mathcal{O} 需給 の変動 その他 の事情によつて農業者

が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営 0) 影響を緩和する保険 の事業を行う農業保険 0 制 度

を確立し、もつて農業の健全な発展に資することを目的とする。

第二条に見出しとして「(農業保険) 」を付し、 同条中 「農業災害補償は、 農業共済組合」 を 「農業保険

は、 農業共済組合若しくは農業共済組合連合会」に、 「共済事業、 農業共済 組 合連合会の 行う保険事業」 を

農業共済事業若 しくは農業共済責任保 演事: 業又は農業経営収 入保 険 事 業 に 改 Ø る。

第三条に見出しとして「

(法人格)」を付し、

同条中

「農業共済団体」を

_

「農業共済団

|体|

に改める。

第四 条に見出しとして「(名称)」 を付し、 同条中 「なる」を「という」に改める。

第五 条に見出しとして「 (区域)」 を付し、 同 条第 項 中 「第五十三条の二第四 「項の」 を 「第七十三条第

兀 項 E 規定する」に、 $\overline{\mathcal{O}}$ 府県」 特定組合に あつては」 を てに 規定する特定組 合にあつては 又は二以上の」 に改

第六条に見出しとして「(住所)」 を付する。 め、

同

条第二項中

都

道

の 下 に

「又は全国」

を加える。

条に見出しとして「(登記)」 を付し、 同 条中 「この法律」を「前項」に、 「これを以て」を「、こ

れ をもつて」に改 め、 同条に第一項として次の 一項を加える。

農業共済 団 体 は、 政令で定めるところにより、 登記をしなければならない。

第八条に見出しとして「 (事業年度) を付する。

第九条及び第十条を削る。

第十 条に見出しとして (印紙税 の非課税) を付し、 同条中 「農業災害補償」 を 「農業保険」 に改め

、同条を第九条とする。

第十二条に見出しとして「(農作物共済の共済掛金の負担)」 を付し、 同条第一項を次のように改める。

玉 庫 は 農作物共済につき、 水稲及び第九十八条第一項第一号の政令で指定する食糧農作物に係るもの

12 あつては、 第百三十六条第一項に規定する共済目的の種類ごとに、 農業共済組合の組合員、 第二十条第

四項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による全国連合会 (全 国 \mathcal{O} 区域をその区域とする農業共済組合連合会をいう。 以下同じ。 0)

組 合員 文は 第百七条第 項に規定す る共済事業を行う市町 対との 間 に当該 共 済事業に係 る共済関 係 \mathcal{O} 存 す

る者 (以 下 「組合員等」という。) の支払うべき共済掛金のうち、 当該組合員等に係る共済金額に 当該

組合員等に係る第百三十七条第一項の基準共済掛金率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担

する。

第十二条第二項中 「第百六条第一項第一号の農作物 | 共済の共済目的の種類等ごと及び第百七条第 項 の農

作物共済の共済事故等による種別ごと」を「第百三十六条第一 項に規定する共済目的の種類ごと」に、 「そ

事 共 表 百 済 \mathcal{O} 済 業を行う市 七 掛 者 条第 掛 を が 金 率 金率 組合員となつている農業共済組合又はその者と当該共済関係の存する市 「第百三十七条第 及 項 及び Ŭ 町 0 村 農 に その農業 作物 改 (以下 め、 共 一項に 組合等と総称する。) 済 共 同 済 \mathcal{O} 条第 共 組 (済事: 規定する共済掛金区分ごとに、 三項 合又 故等による種別ごとに、 中 は 市 第 町 百六 村 に係 に係る第百七条第一 条第 ... る を 項 第 当 該 農業共 号 同 Ď 組 合員 農 条第二項 項 済 作 $\widehat{\mathcal{O}}$ 組合又は 、等に係る第百三十七 物 農作物基準 共 0 済 共 \mathcal{O} 済掛 第八 共 町村に係る同 済 十五 金標準 ·共済掛 目 的 条 \mathcal{O} 条第 率 \mathcal{O} 金率をそれ 種 -を次の 六 項の 類等ごと及 第 農作 項 表 項 \mathcal{O} だれ次 物基 0) 基 に、 共 潍 び 済 第 共 準

共 各 済 掛 級 に区 金 標 分し 準 率 で て 逓 に 次に当該」 改 め、 商商 を に相当する」 部部 分に区分し、 を削 り、 それぞれ 同 条 を第十条とす 同 表 0 に、 農 作 物 基 準 共 済 掛 金率 で を

第十三条に見出しとして 「が . 農業共済 組 合、 第百条第 (共済掛 項 か ら第三項までの規定に 金に係る負担 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 交付 より共済事業を行う全国連合会又は第 の方法)」 を付 Ĺ 同 条第 項中 「が 百 組合等」 七 条第

を

第四

項

 \mathcal{O}

特

定

組

合

を

「第七

十三条第四

項

に規定する特定組

合及び全国連合会」

に、

属

する農業

共

済組

項に 規定する共済事 業を行う市 町 村 (以 下 組 合等」 という。 _ に改め、 同条第一 二項中 「第 五. 十三条 \mathcal{O}

合連合会」 を 「属 する都道 道府県連合会 (全国 連合会以外の農業共済組合連合会をいう。 以下同じ。 に、

定組 「当該農業共済組合連合会」 合 を 「第七 十三条第四 を 項に規定する特定組 「当該都道府県連合会」 合又は全国連合会」 に改め、 同条第三項中 に改め、 「第五十三条の二第四項 「当該特定組合」 の 下 に の特 又

は全国連合会」を加え、同条を第十一条とする。

第十三条の二に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、 同条中 「うち、 牛若しくは牛の

胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」 を「二分の一(」に、 「その五分の二」 を 「、 五分の二

」に改め、同条を第十二条とする。

第百 匝 十 九条に見出 しとして「(施行期日) を付し、 同条中 これを」 を削り、 同 条を附則第 条と

する。

第百五十条を削る。

第百 五十条の二に見出しとして (新規開田地等)」を付し、 同条第一項本文中 「新規開 田地等」を「「

新 規 開 田 地等」」 に、 「行なう」を「行う」に、 「第十五条第一 項第一号及び第十六条第一 項ただし を

第二十条第一 項第一号」に、 「か んが み を 鑑 み に改め、 同 項ただし書中 都 道 府 県知 事」 を 行行 政

庁に、 「やむをえない」 を「やむを得ない」に、 「行なう」を「行う」に改め、 同項第二号中 「行なわれ

たし 「第百三十五条」 を「行われた」に改め、 に、 都道 府県知事」 同条第二項中 を 「行政庁」に、 「第百四条又は第百四条の二第三項の場合において、これら」を 「すべて」を「全て」に、 っか んが み を 鑑 4

に、 「は、 存し ない ものとする」 を 「を成立させてはならない」 に改め、 同条を附則第二条とする。

第百 五十条の三に見出しとして「(家畜の損害防止に係る交付金の交付)」を付し、 同 条第一項中 「政令

⊕ を 「政令で」に、 「農林水産大臣の」を 「農林水産大臣が」に、「つき第九十五条」を「つき第百二十

六条 (第百七十二条において準用する場合を含む。)」に改め、 「第百三十二条第一項にお いて準 用する第

九十五 条 の規定による指 示をした」 を削り、 「これらの」を 「当該」 に改め、 同条第二項中 「の定める」 を

「で定める」に改め、同条を附則第三条とする。

第百五十条の三の二から第百六十条までを削る。

第百 四十八条中 「これを」を削り、 本則中同条を第二百三十一条とする。

第百 四十七条中 「二十万円」を 「五十万円」 に改め、 同条第二号を削り、 同条第三号を同条第二号とし、

同号の次に次の一号を加える。

三 第七条第 項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

とし、 号を削 第三十 第二項」 項」 二条第 条第七号中 文は 条第 第百三十二条第 第百 「第三十 に改 第八十 同 九条第二項若しく り、 四十七条第四号中 を 項」 条第十 め、 の三第四 項 文 同 九 「第四 「第六十八条 に改 .条第-条第 五 は第三十 同号を同条第十二号とし、 条 号 中 十 め、 一項」 項」 に規定する」 十二号中 項若 条第四 同号を同条第十三号とし、 を 七 「第五 を 、は第四 条」 又は第六十九条第二項 しく 「第五 「第三十三条」 「第百二十一 十 第 項 は を 第四 に改め、 十条第二項」を 十七条第四 五条の二第一 五 「第四· (第四十五条第四項」 + 五 + 十八 -条 第 条 条 を「第四十条」 同 同 \mathcal{O} | 号を| 条第 条第九号中 兀 項」 (第百七十二条」 項又は 項」 第 に改 同 「第五十二条第二項若しくは第五十三条第二項」 (これらの 同 項」 項、 を 条第十一号とし、 め、 条第十号中 第五十五条 「第 を 第 四 を 「第五· に改め、 同 第 五. 「第五十四条第四項 規定を第九十三条及び第九十四 条第十五号を削 十二条第 + に 十五条又は第五 八 九 条第 「第五 \mathcal{O} 十二条第 改 め、 兀 同条第五号中 第 同 十五条の二第一 同 項 条第八号中 一項」 項 |号を| 文は 若 項」 り、 L を 第五 十七 同 < (第六十一条第四項) に改 .条第-同 は 「第三十五条第一項、 「第八十条第 第五· 一十条」 条に掲げ 条第十四号中 「第四 め、 十五号とし、 項」 十三条第 に + 同 号を同 Ś を 改 条第三項 九 条又 め 「第八 を 項 「 第 に改 項」 は 又 条 同 同 「第七 に、 九十 に 第 + は 第 条 条 第十三 第六号 第八十 五 条第 め、 に、 お 十 十条 应 1 「第 条 7 九 同 号

兀

条

中

六

とし、 準 用する場合を含む。)」に、 同 6条第七1 号の二中 第四 十三条第四 「農業共済組合の合併」 項」 を 「第五十八条第四 を「合併又は事業譲渡」 項」 に改め、 に改め、 同号を同 条第八号とし、 同号を同条第十号 同

号 の 次に 次 \mathcal{O} 号を加

え る。

九 第六十二条から第六十四条までの規定に違反したとき。

第百四十七条第十六号を削り、 同条第十七号中「第百四十二条の五」を「第二百十条」に改め、 同号を同

条第十六号とし、 同条第十八号を同条第十七号とし、 同条を第二百三十条とし、 同条の前に次の一

る。

第二百二十 体 (T) 業務又は受託者 九 条 農業共済団 の受託し 体又は受託者の た業務 E . 関 し 代 て 表者 前 条の違反行為をしたときは、 又は代理 人 使用 人その 他 (T) 行為者を罰するほ 従業者が、 その 農 か、 業共 その 済団 農

業共済団 体又は受託者に対しても、 同条の 刑を科する。

第百 四十六条第 一項中 「第百四十二条の二」 を「第二百八条」に、 「同条、 第百四十二条の三若しくは第

百 四十二条の四」 を 「第二百 九条第一 項 か 5 第三項まで」に、 「これを二十万円」 を 五 十万円」 に改め、

同条第二項を削 り、 同条を第二百二十八条とし、 第七章中同条の前に次の一 条を加える。

条を加

え

第二百二十七条 第百八十九条第一項 (同 条第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反して秘密

を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七章を第九章とする。

第百 兀 十五 条 の三に見出しとして (事務の区分)」を付し、 同条中 「第八十五条第四 項 (第八十五 条の

七 に お 1 て準用する場合を含む。)、 第百三十一条第一項及び第百四十三条の二第二項」 を 「第百· 七十 条

第 一項及び第二百二十二条第二項」に改め、 「地方自治法」 の 下 に (昭和二十二年法律第六十七号)

同条の次に次の一

条を加える。

(農林水産省令への委任)

加え、

第六章-

中

同

条を第二百二十五条とし、

第二百二十六条 この 法律に 定めるも ののほ か、 この 法律の実施のための手続その他この法律の施行に関

必要な事項は、農林水産省令で定める。

第百 匝 十五 条 の二に見出しとして 「 (行政庁) を付し、 同条中 「第二章及び第五章の二」 を 「この法律

に、 「第五· 十三条及び第五 山十三条 の二第一 項」 を 「第七十二条及び第七十三条第一 項」 に、 「組合等」 を

農業共済組 合 (都道府県の 区域を超える区域をその区域とするものを除く。 及び共済事業を行う市 町村

を

府 県 に、 知 事 \mathcal{O} 要 農業共済組合連合会」 請 が あり、 か つ、 農林. を「 水 産大臣 (第二百九条第 が 必要が あ ると認っ 項の規定による検査に関する事項については、 める場合には 農林水産大臣 及 グび都 道 府 県知 都道

事 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 農 業共 済 団 体 に 改 め、 同 条を第二百二十四条とする。

第百四十五条を削る。

第百四十四 条に見出 しとして「 (農漁業保険審査会) 」 を付し、 同条第二項中 「第百四十一条第 項 (第

百 匹 十二条」 を 「第百-九十八条第一項 (第二百三条及び第二百七条」 に改め、 同 条を第二百二十三条とする。

第百 匝 十三条の二に見出 しとして _ (都道 府県農業共 済保 険 審査会) __ を付 Ļ 同 条第 項 ただだ L 書中

条第一 項」 に改 め、 同 項 第二号中 「(政 府と特定組 合との間 に存す る保険関係に係 る もの を除る を

農業

共

済

組

合連

合会」

を

都

道

府

県

連合会」

に

改

め、

同

条第

項中

第

百三十一

条第

項

を

「 第

百

七

+

のうち 都道 の府県の 区域 の全部又は 一部をその区域とする農業共済団体等が行う共済事業又は保険事業に係る

もの」に改め、同条を第二百二十二条とする。

第百 四十三条に 見出 しとして「 (損害評価会) を付 同 · 条 第 項中 「農業共 済組合連合会」 を 「都道

府県連合会」 に改め、 同条第二項及び第三項中 一共 済規程等 又 は 保 除規 程 (I) を 事 業規程等で」 に 改 め

同 条第四 1項中 「の外」 を $\overline{\mathcal{O}}$ ほ か に改め、 同条を第二百二十一条とする。

第六章を第八章とする。

第五· 章 の三の 章 名中 「農業災害補 償関係業務」 を 「農業保険関係業務」 に改 \Diamond る。

第百 三四十二条の十四に見出しとして「 (独立行政法人農林漁業信 用基金法 \mathcal{O} 特例) 」を付し、 同 条中 「農

業災害補償関係業務」 を 「農業保険関係業務」に、 「ついては、 _ を 「ついての」 に改め、 「第五条第六項

0) 下に 第十六条第 一項、 第二十条第一項」を、 「第二十三条第一 項 の 下 に 「の規定 の適用 用 に つい 7

は、

同

法第五条第六項」

を加え、

「農業災害補償法」

を

「農業保険法」

と

同

法第二十二条第二項

及び第二

十三条第 項中 「第十五 条各号に掲げる業務」 とあ るの は 「第十五条各号に掲げる業務及び 農業保 険 関 係 業

務」に改め、第五章の三中同条を第二百二十条とする。

第百 [四十二条の十三に見出しとして「 (財務大臣との協議) 」を付し、同条第一号中 「第百四十二条の九

第 一項の指定をしよう」 を 「第二百十 五 条第 項の農林水産省令を定めよう」 に改め、 同 条第二号中 「農業

災害 補 償 関 係業務」 を 「農業保険 関係 業務」 に改め、 同条を第二百十九条とする。

第百四十二条の十二に見出しとして「(農業保険関係資 <u>金</u> を付し、 同条第 項 中 「農業災害補償関係

業務」 を 「農業保険関係業務」 に、 「農業災害補償関係資金」 を 「農業保険関係資金」 に改 め、 同 · 条第 項

及び第三 項 中 農 業災 害 補 償 関 係資 金 を 「農業保証 険 関 係 資 金 に 改 8 同 条 を第二百十八条とする。

第 百 四 一十二条 \mathcal{O} + に見出 とし 7 (区分経 理) を付 Ļ 同 条中 「農業 災害補 償 関 係 業 務」 を 「農 業

保 険 関 係 業務」 に、 「農業災 (害補) 償関 係 勘定」 を 「農業保険 関 係 勘定」 に改 め、 同条を第二百十七条とする。

は 組 第 合等」 (百四十二条の十に見出しとして を 「農業共済団体等」 に 改 め、 (貸付金等の使用)」 資 金 の 下 に 「(次項にお を付 同 いて 条第 「貸付な 項 金 「農業共済組合連合会又 とい う。 _ を加 え

 \neg

Ĺ

中

又 は 亰 芸 施 設 共済 に 係 る 保険 金 又 は 共 済 金 の支 払 を 若 しく は 亰 芸施 設 以共済若. < は 5農業 経 営 収 入保

険 に 係 る共 済 金若 しく は 保 険 金 \mathcal{O} 支 払 又 は 第 百 七 + 五 一条第二 項 第 二号 \mathcal{O} 資 金 \mathcal{O} 貸 付 け に 改 \emptyset 同 条 第 項

中 農 業共 済 組 合連合会又は 組合等」 を 「農業共済団]体等」 に、 同 項 へ の 資・ 金 文は」 を 「貸付^ 金又 は 同 項 \mathcal{O}

に 改め、 同 条を第二百十六条とする。

第百 匹 一十二条 \mathcal{O} 九に 見出 しとして _ (業務 の委託) を付 Ĺ 同 条第 項中 「農業災害 補 償 関 係業務」 を

農業保険 関 係 業務」 に、 農林 水 産大 臣 \mathcal{O} 指定する」 を 農 林 水 産 省令で定め Ś に改 め、 同 条 第 二項 中

組 合等」 を 「農業共済 寸 [体等] に 改 め、 同 [条第四 項中 一、 第百二十 条 Ď 規 定による保 険 事 業 及び第百三

十二条の二第一項の規定による共済事業のほ か を削 り、 同条を第二百十五条とする。

第百 匝 十二条の 八に 見出 しとして \neg (<u>独</u> 立 行 政法 人農林漁業信 用 基 一金の業務) を付 Ļ 同 条第 項 中

農業 共 済 組 合 連合会が た行う保証 険 事 業 及 Ţ 組 合等が 行う共 済 事 業 を 農 業 共 済 団 体等 が 行う 共 済 事 業 及 Ţ 保

険 連合会又は組合等」を 事 業 に、 「係 る保証 険 「農業共済団体等」に、 金又は 5共済. 金の支払に 必要な」 「保険金又は共済金」 を 必必 要な」 を に 改め、 「共済· 同項 金又は保険金」 第 号中 「農業 に 改め、 共 済 同 組 合 項

第三号中 「前二号の」 を 「前各号に掲げる」に改め、 同号を同 項第五号とし、 同項第一 二号中 「農業: 共済 組 合

連合会又は 組 合等」 を 「農業共済団体等」 に、 「 保 険 金又は共済金」 を 「共済 金又は保険 金 に改 め 同 号

を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

兀 全国 連合会が · 農業! 経営. 収 入 保 険 に 係る保険 金 一の支 、払又は第百七十五条第二項第二号の資金の貸付 けに

関して金融機関に対し負担する債務の保証

第百四十二条の八第一項第一号の次に次の一号を加える。

全国 連 合会が 農業経営 収 入 保 険 に 係る保険 金の支払又は第百七十五条第二項第二号の資金の貸付 けに

関して必要とする資金の貸付け

第百四十二条の八第二項中 「農業共済組合連合会又は組合等」 を 「農業共済団体等」 に改め、 同条を第二

百十四条とする。

第五章の三を第七章とする。

第百四十二条の七に見出しとして「 (決議等の取消し)」を付し、 同条中 「基いて」を 「基づいて」に、

「一箇月」を「一月」に、 「取消」を 「取消し」に改め、 第五章の二中同条を第二百十三条とする。

第百四十二条の六に見出しとして「 (役員の改選等の命令)」を付し、 同条第一項及び第三項中 「第百四

十二条の五」 を 「第二百十条」に改め、 同条を第二百十二条とする。

第百四十二条の 五. の二に見出しとして「(必要な措置等の指示)」 を付し、 同条第 項中 第 百 匹 一十二条

を 「第二百八条」に、 「徴し」を「求め」に、 「同条若しくは第百四十二条の三」 を 「第二百 九条第

項若しくは第二項」に、 「の当該共済事業に係る」を「又は受託者の」に改め、 「当該市 町村」 の下に「

又は当該受託者に業務を委託した共済事業を行う市町村」 を加え、 「採るべき」を「とるべき」に改め、 同

条を第二百十一条とする。

第百四十二条の五に見出しとして「(必要な措置等の命令)」 を付し、 同条第一項中 「第百四十二条の二

を「第二百八条」に、 「徴し、 又は前三条」を「求め、 又は前条第一項から第三項まで」 に改め、 農

業共済団体」 の 下 に 「又は受託者」 を加え、 定款又は共済規程若しくは保険規程」 を 「又は定款等」 に

改 め 「当該農業共済団 体 \mathcal{O} 下に 「又は当該受託者に業務を委託 した農業共済団 体 を加 え、 「採 るべ き

」を「とるべき」に改め、同条を第二百十条とする。

第百四十二条の四に見出しとして「 (検査)」を付 į 同条中 「農業共済団体」の下に「又は受託者」を

加え、 定款又は共済規程若しくは保険規程」 を 「又は定款等」 に改め、 同条に第一項及び第二項として

次の二項を加える。

行 政 庁 は、 農業共 済団体等が法令、 法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等若 しくは共済事業 \mathcal{O} 実

施 に関する条例を守つているかどうかを知るために必要があるときは、 農業共済団体等又は受託者 の業務

又は会計の状況を検査することができる。

行政庁は、 農業共済団体等の業務又は会計の状況につき、 毎年一回を常例として検査しなければならな

\ \ \

第百四十二条の四に次の二項を加える。

前三 項の規定による検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 関係人の請求があつたときは

これを提示しなければならない。

第 項 か 5 第 三項 くまで 0) 規定による検 査 一の権限 は、 犯罪捜査 のために認められたものと解 してはならな

い。

第百四十二条の四を第二百九条とする。

第百四十二条の三を削る。

第百四十二条の二に見出 しとして _ (報告) 」を付し、 同条中 「組合等又は農業共済組合連合会」 を 「農

若 業共済 しくは 団 保険規程」を 体 又は 共 済事 業を行う市 「又は定款等若 町 村 しくは共済事 。 以 下 「農業共済団 業の 実施 体 · 等 _ に関する条例」 という。)」に、 に、 組合等若 定款 文は共 しく は 農業共 済 規 程 済 箬

組 合連合会からその業務若しくは」を 「農業共済団体等又は受託者 (第百十四条第 項又は第百八十八条第

項の 規定により農業共済団体等から業務の委託を受けた者をいう。 以下同じ。 からその業務又 は」に、

当 該 を 当 該 に、 「若しくは会計。 以下この 条及び次条に お いて」 を 「又は会計に、 受託 者に あっ

ては その委託された業務又はこれに係る会計に限る。 以下」 に、 「徴し、 又は 組合等若しくは農業 共済 組 合

連合会の業務若しくは会計の状況を検査する」を「求める」に改め、 同条を第二百八条とする。

第五章の二を第六章とする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 政府の再保険事業等

第五章第二節の節名を次のように改める。

第二節 農業共済事業に係る保険事業

第百四十二条に見出しとして「(準用)」 を付し、 同条中 「第百二十九条第三号及び第百三十七条の二か

ら第百四十一条の二まで」を「第百七十条 (第三号に係る部分に限る。 及び第百九十四条から第百 九十九

条まで」に改め、後段を次のように改める。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章第二節中第百四十二条を第二百三条とする。

第百四十一条の五から第百四十一条の七までを削る。

第百 四十 条の 四に見出しとして「 (保険関係の成立) を付し、 同条第 項 中 「特定組 合 を 「特定組

合等」 に、 「に農作物共済」 を 「に第九十七条第一 項第一 号から第五号までに掲げる共済事業」 に、 「共済

目 的 \mathcal{O} 種類ごと及び農作 物共 済 \mathcal{O} 共 済 事 故等による種別ごとに」を 「政令で定めるところにより」 に 改

を第二百一条とし、 同 条 の次に次の一条を加える。

当

該

共

済関

係

に

· 係

る共

(済責)

任

を一

体としてこれにつき」

を削

り、

同

条第二項

か

ら第五項までを削

り、

同

条

(保険金額等)

第二百二条 前 条の 保険関係に係る保険金額、 保険料及び保険金に関 し必要な事 ず項は、 政令で定める。

第百 匝 十 条の三に見出 しとして _ **(**政 府 \mathcal{O} 保 険 事業) を付 Ĺ 同 条中 が 第八十三条第 項 第 号及

び第三号か ら第六号まで」 を 「又は全国]連合会 次 条に お 7 7 特 定組 合等」 という。 が第九 十七 条第

第五章第一節の節名を次のように改める。

項 第 一

号か

ら第五号まで」

に改

め、

同条を第二百条とする。

第一節 農業共済責任保険事業に係る再保険事業

第百 四十 条 の二に見出 しとして (準用) を付 Ļ 同 条 中 政 府 を この 節 の規定による 政 府 に

第八十七条の二第六項及び第八十八条から第九 十条まで」 を 「第百 + 九条及び第百二十条」 に改 め、 後

段を次のように改める。

この場合において、 必要な技術的読替えは、 政令で定める。

第五 章第 節中第百四十一 条の二を第百九十九条とする。

第百四十一条に見出しとして「(審査の申立て)」を付し、

道府県連合会」に改め、 同条第二項中「第百三十一条第二項」を「第百七十一条第二項」に改め、 同条を第

同条第一

項 中

「農業共済組合連合会」を

都

百九十八条とする。

第百四十条に見出しとして「 (免責事由)」 を付し、 同条中 「の定める」を「で定める」に、 「責め」 を

責任」 に改め、 同条第 一号中 「農業共済組合連合会」 を 「都道府県連合会」に、 「保険 !規程_ を 事 業 規

程」に改め、 同条第二号及び第三号中 「農業共済組合連合会」 を 「都道府県連合会」 に改め、 同条第 应 号中

「農業共済組合連合会が第百三十八条又は前条」を 「都道府県連合会が前二条」に改め、 同条を第百九 十七

条とする。

第百三十九条中 「農業共済組合連合会」を 「都道· 府県連合会」に、 「の定める」を「で定める」に、 「そ

 \bigcirc を その」 に改め、 同条を第百九十六条とする。

第百三十八条中 「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、 「の定める」を 「で定める」 に改め、

同 条を第百 九十五条とし、 同 条の前に見出しとして \neg (通知義務)」 を付する。

第百三十七条の二に見出 しとして (再保険料の分割支払) を付し、 同 条中 「農業共済組合連合会」 を

都道府県連合会」に、 「保険規程」 を 「事業規程」に、 「の定める」を「で定める」に改め、 同条を第百

九十四条とする。

第百三十五条から第百三十七条までを削る。

第百三十四条に見出しとして「(再保険 関 係の成立) を付し、 同条第一 項中 「農業共済組合連合会」 を

都道 府県連合会」に、 「に農作物共済」 を 「に第九十七条第一項第 号か ら第五号までに掲げる共 済事 業

に、 「 共· 済 目 的の種類ごと及び農作 -物共済(の共済事 故等による種別ごとに」を 「政令で定めるところによ

り に改め、 「当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき」 を削り、 同条第二項から第四項まで

を削り、 同条を第百九十二条とし、 同条の次に次の一条を加える。

(再保険金額等)

第百九十三条 前条の再保険関係に係る再保険金額、 再保険料及び再保険金に関し必要な事項は、 政令で定

める。

第百三十三条に見出しとして「(政府の再保険事業)」 を付し、 同条中 「農業共済組合連合会が農作物共

済、 家畜共済、 果樹共済、 畑作物共済及び 園芸施設共済」 を 「都道府県連合会が第九十七 条第一 項 第 号か

ら第五号までに掲げる共済事業」 に改め、 同条を第百九十一条とする。

第五章に次の一節を加える。

第三節 農業経営収入保険事業に係る再保険事業

(政府の再保険事業)

第二百四条 政 府 は、 全国連合会が農業経営収入保険によつて被保険者に対して負う保険責任を再保険する

ものとする。

(再保険関係の成立)

第二百五条 全国連合会と保険資格者との間に農業経営収入保険の保険関係が存するときは、 政令で定める

ところにより、 政府と全国連合会との間に、 農業経営収入保険に係る再保険事業の再保険関係が存するも

のとする。

(再保険金額等)

第二百六条 前条の 再保険関係に係る再保険金額、 再保険料及び再保険金に関し 必要な事項は、 政令で定め

る。

(準用)

第二百七条 この節の規定による政府の再保険事業には、 第百二十条、 第百七十条(第三号に係る部分に限

る。 及び第百九十四条から第百九十八条まで並びに保険法第十一条及び第九十五条の規定を準用する。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四章を次のように改める。

第四章 農業経営収入保険事業

(農業経営収入保険事業)

第百七十五条 全国連合会は、 農業経営収入保険事業を行うことができる。

農業経営収入保険事業は、次に掲げる事業とする。

被保 険者 の農業収 入の減少について、 当該被保険者に対 し保険金 (第百八十二条第 項の特約をした

場合にあつては、 同項第二号の特約補塡金を含む。 次号及び第百八十六条において同じ。) を交付する

事業

前号に掲げる事 業の被保険者で保険金の支払が見込まれるもの) に対 その見込額の範囲内 で、 当該

被保険者の農業経営の安定に必要な資金を貸し付ける事業

(保険資格者)

第百七十六条 全国連合会との間に農業経営収入保険 の保険関係を成立させることができる者は、 農業を営

む者であつて、 次に掲げる要件のいずれ いを満れ たすもの (以 下 「保険資格者」という。)とする。

農林 水産省令で定め る期間、 を通じ て所得税法 昭昭 和四十年法律第三十三号)第二条第 項第四 十号に

る基準に従 規定する青色申告書である同項第三十七号に規定する確定申告書を提出する個人 い、 農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者に限る。) (農林水産省令で定め であること。

農林水産省令で定める期間を通じて法人税法 (昭和四十年法律第三十四号) 第二条第三十七号に規定

する青色申 告書である同条第三十一号に規定す る確定申告書を提出する法人 (農林水産省令で定める基

準に従 \ \ \ 農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者に限る。) であること。

 \equiv 農林水産省令で定める期間を通じて法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書を提出する

同 条第十二号の六の七に規定する連 是結親法· 人 (当該連結親法 人による同条第十二号の 七 \mathcal{O} 七 に 規 定する

連 結完全支配 関係 に あ る 同 条第十二号の七 に規定する連結子法人を含み、 これらのうち 農 林 水 産 省令で

定める基準 に従い、 農業の 経営管理の 合理化を図る上で必要な措置を講じている者に限る。 であるこ

کے

前 項 0) 規定に かかわらず、 保険期間において、 組合等との間に、 第九十七条第一 項 第 一 号から第五 一号ま

でに掲げ ,る共 八済事業 (農林-水産省令 で定め るものを除く。) の共 (済関) 係 0 存する者その 他農業日 収 入 \mathcal{O} 減 少

に っい ,て補! 塡を行う事 業で あ つて農林 水産省令で定めるも のを利 用する者 は、 保険資格 著に 該当し な 1 ŧ

のとする。

(保険関係の成立)

第百七十七条 農業経営収 入保険の保険関係は、 保険期間ごとに、 保険資格者が、 農林水産省令で定めると

ころにより、 当該 保 険関係の成立について申し込み、 全国連合会がこれを承諾することによつて、 成立す

るものとする。

全国 連合会は、 前項の規定による申込みを受けたときは、 当該申込みをした者が第百八十七条にお いて

準用する保険法第三十条の 規定により農業経営収 入保険 の保 険関 係を解除 されたことが ある者であ る場合

その 他 \mathcal{O} 農林 水産省令で定め る正当な理 由 が あ る場 合を除 1 て は、 その 承 諾 を拒 んでは な 5 ない

(保険料の支払)

第百七十八条 被保険者は、 全国連合会との間に保険関係が成立したときは、 農林水産省令で定める支払期

限までに、 事業規程 で定めるところにより、 保険料を全国連合会に支払わなければならな

(保険金額)

第百 七 + 九 条 農業経済 営 収 入保険 の保険 金額 は、 保険 限度額 を超 こえない 、範囲内 に お いて農林水産省令で定め

るところにより保険資格者が申し出た金額とする。

前 項 の保険限度額 は、 基準 収 入金額に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

前 項 \mathcal{O} 基 準 収 入金額は、 保険資格 者の農林水産省令で定める期間 における農業収 入金額 及び 保険期間

に見込まれる農業収入金額を基礎として、 農林水産省令で定めるところにより全国連合会が定める金額と

する。

前 項 の農業収入金額 (以 下 「農業収入金額」 という。) は、 対象農産物等 (農作物、 家畜及び農産物並

びに 農産 物 に 簡 湯な. 加 工を施 したも 0 として農林水産省令で定め るもの を 1 V. 他 の農業者が 生 産 L た

 \mathcal{O} そ Ō 他 \mathcal{O} 農林 水産 省 令で定め るも \mathcal{O} を除 以下 同 じ。 に係 る収 入金額として農林 水産 省令です 定 め る

ところにより算出した金額とする。

被保険者が 生産する対象農産物等 の種類の変更その他農林水産省令で定める事由がある場合は、 保険 期

間 \mathcal{O} 中 途にお 7 ても、 農林水産省令で定めるところにより、 第一 項の保険限度額及び保険金額を変更する

ものとする。

(保険料率)

第百 1八十条 農業経営収 入保 険 の保険 料 率は、 保険 事 故 $\widehat{\mathcal{O}}$ 発生状況その他危 険 の程度を区分する要因となる

事 項に応じて全国連合会が定める区分 (次項におい --「危険段階」 という。)ごとに、 基準保険料率

回らない範囲内において事業規程で定める。

前 項 \mathcal{O} 基 準 保 険 料 率 は その 率 を 危 険段階ごと 保険 金額 \bigcirc 合計 金額 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 見込額により 加 重平均して得た

が 保険 料標準 率 に 致するように、 全国連合会が 危険段階ごとに定め

率

前 項の保険料標準率は、 過去一定年間における被害率を基礎として、 農林水産大臣が定める。

第二項の保険料標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(保険金)

第百八十一条 全国連合会は、 被保険者の保険期間 中の農業収入金額が第百七十九条第一項の 保険 限 度額に

達しないときに、 当該保険限度額と当該農業収入金額との差額に、 保険金額の保険限度額に対する割 合を

乗じて得た金額を保険金として支払うものとする。

(特約)

第百八十二条 農業経営収 入保険 の保険関 ?係が 成立する場合には、 農林水産省令で定めるところにより、

れと併せて次に掲げる内容の特約をすることができる。

被保険者が、 農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための積立金を全国連合会に積

み立てるものであること。

全国連合会が、 被保険 者 \mathcal{O} 保険 期 間 中 \mathcal{O} 農業収入金額が補塡 限度額に達しないときに、 当該被保険者

に対し、特約補塡金を支払うものであること。

全国連合会が、 保険期 間 の満了後、 第一 号の積立金 (以下この条において「積立金」という。) の 額

 \equiv

に 残余が、 あるときは、 その 残 余 \mathcal{O} 額を当 該 被保険者に払 1 戻す ものであること。

積立 金は、 その 額、 その 積立て \mathcal{O} 方 法その 他 \mathcal{O} 事 項 が、 農林 水産省令で定める基準に適合するも 0

る。

第 項第二号の補塡限度額 (次項において 「補塡限度額」という。)は、 次に掲げる金額を合計し て得

た金額とする。

第百七十九条第一項の保険限度額

第百 七 + 九 条第一 項 0) 基 準 収 入 金 額 に、 農林 水産省令で定め る割合を乗じて得た金額 (次項にお 7 7

「基準補塡金額」という。)

第 項第二号の特約補 塡 金 (次項において 「特約補塡金」 という。) の金額は、 補塡限度額と当該被保

険者 \mathcal{O} 保 険期間 中の 農業収入金額との差額に、 補塡 対象金額 (基 準 補塡 金 額 の範囲内 に お 7 て、 農林 水 産

省令で定めるところにより 被保険者 が 申 Ċ 出 [た金] 並額をい . う。 第一 号に お 7 7 同 ľ \mathcal{O} 基 準 補 塡 金 額 E 対

する割合を乗じて得た金額とする。 ただし、 次に掲げる金額 のうちいずれ カゝ 少ない 金額を限度とする。

補塡対象金額

積立 金 \mathcal{O} 額 に四を乗じて得た金額

前 項 \mathcal{O} 場 育に お 1 て、 特 約 補 塡 金 \mathcal{O} 金額のうち、 その 兀 分 \mathcal{O} に相当する金額 は積立金をもつて充て、

その 匹 分の三に相当する金額は第十八 条の交付金をもつて充てるものとする。

規定に か かわらず、 積立金の残余の 額を当該保険期間における積立金の全部又は 部に充てることができ

る。

保険

り期間

の満

了日の翌日に開始する保険期間におい

· て第

項の特約を継続する場合には、

同項第三号の

保 険 期 間

第百八十三条 農業経営 収 入保険 の保 険 が期間 は、 課税期間その他の事情を考慮して農林水産省令で定める基

準 に 従い事業規程で定める期間とする。

(死亡、 解散等の場合の権利 義務 \mathcal{O} 承継)

第百八十四 条 被保険者が 死亡し、 又は合併により 解散 Ļ 若しくは分割 (農業経営収 入保険 \mathcal{O} 保 険関係に

係 ぶる農業 経営 0 全部, を承継させるものに限る。 をした場合には、 その包括 |承継 人は、 全国 連合会 (T) 承諾

を受けて、 農業経営収入保険 の保険関係に関し被保険者の有してい た権利義務を承継することができる。

被保険者が、 農林水産省令で定める方法により、 農業経営収 入保 険 の保険 関 係に係る農業経営の 全部を

体とし て譲 り 渡 L た場合に お け るその譲受人につい て f, 同 様

全国 |連合会は 前項 0 包括 承継 人が第百七十六条第一項各号に掲げる要件を満たしていないことその他

の正当な理由がなければ、前項の承諾を拒むことができない。

(被保険者の遵守すべき事項)

第百八十五 条 全国 [連合会は、 被保険者が、 帳簿を備えて農作業の状況その 他 のその農業経営に関する事項

を記入すべきこと、 保 険 金 額を変更すべ き事 由 が 生じた場合に全国 連 合会に 通 知すべ きことその 他 \mathcal{O} 被 保

険者の遵守すべき事項として農林水産省令で定める事 項を事業規程におい て定めなければならな

(免責事由)

第百八十六条 次の場合には、 全国連合会は、 保険金の全部又は一部につき、 その支払 の責任を免れること

ができる。

第百· 七十七 条第 項の規定による申込みをした被保険者が、 当該申込み の際、 当該申込みに係る農業

収入金額に関する農林水産省令で定める重要な事実又は事項につき、 悪意又は重大な過失によつてこれ

を通 知せず、 又は不実の 通知をしたとき(全国連合会がこれを知 つていたとき、 及び過失によつてこれ

を知 たらなか つたときを除く。

 \equiv

被保険者が 正当な理由 がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。

兀 被保険者が次条において準用する第百二十五条第一項の規定による義務を怠つたとき。

被保険者が前条の規定により事業規程で定められる被保険者の遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。

五. 被保 被保険者 が次条にお 次条に、 () て準 て準用する第百二十六条の規定による指示に従わ 用する第百三十条 (第一号を除く。 の規定による通知を怠り、 なか つたとき。

若しくは 重大な過失によつて不実の通知をしたとき。 六

険

者 が

お

()

七 その他政令で定める事 由があるとき。

準 甪

第百八十七 D 条 農業経営収 入保険には、 第百. 十八条第 項及び第二項、 第百二十条、 第百二十五条 か ら第百

二十七条まで、 第百二十九条、 第百三十条 (第一号を除く。)、第百三十一条第 項並びに第百三十二条

又は

悪意

べ と 第三項並びに保険法第四条、 第二十七条、 号に係る 賦 き管理その 第百二十条中 課する」 る部 とある 第二十八条、 他損害防 分に限 「賦課金」 る。 \mathcal{O} 止 は 「負担させる」と、 とあるのは 並 第三十条、 並びに第一 とあるのは 第六条、 九 十 五 第三十一条第 「通常 第十一条、 「事務費」 条 同 \mathcal{O} の農業者の行う農業経営に係る努力その他 規定を 条第二 第十七条第一項、第二十条、第二十一条、第二十五条、 と、 一項中 準 項及び第二 第百二十五条第一 用 す Ź。 賦 課 この 項 金 \mathcal{O} (第二号を除く。)、第三十二条 場合に 賦 課 項中 とあ お į١ 「共済目的 て、 る \mathcal{O} 第百 は 保 事 険 に 十 事 務費 人 つ **,** \ 条第 故 て \mathcal{O} \mathcal{O} 通常 負 発 担 項 生 (第 す \mathcal{O}

損害 防 作 百二十六条及び第百二十 物 止 \mathcal{O} と 防 とあるのは 止 一又は」 同 条第二 とあ 「被保険者の事務所その他 項中 るの 七 「管理 は 条中 しそ、 保 「 損 険 \mathcal{O} 事 害 他 1損害防-故の 防 止 発 生の とあ 止 の施設」 とあ 防 る 止 $\overline{\mathcal{O}}$ と読み替えるものとするほか、 るの 又は は 保 保 は 険 険 「努力その 事 事 故 故 (D) \mathcal{O} 発生 と、 他 保 \mathcal{O} 防 険 「共済 事 止 故 と 首的 \mathcal{O} 発 必要な技術的読替え 第百 生 0 あ \mathcal{O} る土 防 止 地 九 又は 条中 第 工

は、政令で定める。

(業

務

 \mathcal{O}

委託

第百 八 八十八条 全国連合会は、 農業経営収 入保険事業に係る業務のうち、 保険料の 徴収 に係るも **の**、 資

金

 \mathcal{O}

貸付けに係るもの (貸付けの決定を除く。) その他農林水産省令で定めるものを次に掲げる者に委託する

ことができる。

一 農業共済組合、都道府県連合会又は共済事業を行う市町村

農業協 同 組 合又は農業協同 組合連合会その他農林水産省令で定める金融機関

三 その他農林水産省令で定める法人

前 領第一号に掲げる者は、 同 項の規定による委託を受けて同項に規定する業務を行うことができる。

第 項第二号に掲げる者は、 農業: 協 同 組 合法第十条の 規定その 他 の法律 \mathcal{O} 規定にか か わらず、 同 項 \mathcal{O} 規

定による委託を受けて同 項に規定する業務を行うことができる。

(秘密保持義務)

第百八十九条 全国連合会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、 農業経営収入保険に関して知

り得た秘密を漏らしてはならない。

前 項 \mathcal{O} 規定 は 前 条第 項 \hat{O} 規定 に より 委託を受けて行う農業経営収入保険に係る業務に従事する者又

はこれらの者であつた者について準用する。

連 携及び技術的な協力の 確保等)

第百 九十条 全国 連合会は 農業経営 収 入保険 事業 \mathcal{O} 効率的 か つ円 滑 な実施を図るため、 全国 連合会の 行う

事 業と 同 種 \mathcal{O} 事 業を行う者との 連 携 及び 技 術 的 な 協 力 \mathcal{O} 確 保 に 努 め る Ł 0

全国

連合会は

農業経営

収

入保険

事

·業 の

実施

に

関

ľ

て必要があるときは

国

独立

一行

政

法人、

地

方公共

寸 体 及び対象農産物等の販売 \mathcal{O} 事業を行う者その他の関係者に対し、 資料又は情報の提供その他必要な協

力を求 めることができる。

第三章 \dot{O} 章名を次の ように改 いめる。

第三 一章 農 業共 済 事 業

第百二十条の二十八に見出しとして「 (共済金を交付する事業) を付し、 同条第 項中 「第八十三条の

規定による」を 「第九十九条第 項又は第六項の規定により行う」に、 「第八十四条第五 項 に掲げる」を

第九十八条第五 項に規定する」 に改い め、 同条第二項 中 「前項の」 を 「前三項 \mathcal{O} 規定による」 に、 「第百十

条 \mathcal{O} 四 を 「第百 十五 条」 に改め、 「第十八条第二項」 の下に 一、 第二十条」 を加え、 同 条第一 項の次に次

の二項を加える。

組 市 合連 町 都道 村 合会か に係る 府県連合会は、 る共済資格者又は 5 共 済 掛 総会の議決を経て、 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 支払を受け、 当該都 道 府県連合会 第九 その組合員たる農業共済組合、 + 八 条第五 \mathcal{O} 区 域内 項に規定する損害と同 に住 所を有する農業協 その組合員たる共済事業を行う 種 \mathcal{O} 同 損 1組合若 害に しくは農業協 0 1 共 済 同 金

「連合会は、 第百条第 項から第三項までの規定により行う共済事業のほか、 総会の議決を経て、 特

五. 項 E 規定する損害と同 種 \mathcal{O} 損害に つい て、 共済金を交付する事業を行うことができる。 定区域内に住

所を有する農業協同

組

合又は農業協

同

組合連合会から共済掛

金の支払を受け、

第九十八条第

を交付する事業を行うことができる。

完一章第七節中第百二十条の二十八を第百六十三条とする。

第百二十条の二十七を削る。

第百二十条の二十六に見出しとして「 (共済金額の最 高額の制限) を付し、 同条を第百六十二条とする。

第百二十条の二十五及び第三章第七節の節名を削る。

第百二十条の二十四に見出しとして「 (共済金)」 を付 Ĺ 同 条第 項中 「超える」 を 「超えた」 に改め

「に相当する金額」 及 び 「当該組合員等に」 を削 り、 同条第二項中 「の定める」を「で定める」に、 「共

済規程等」 を 「事業規程等」 に改め、 同条を第百六十一条とし、 同条の次に次の款名を付する。

第七款 任意共済

第百二十条の二十三に見出しとして (共済掛金率) を付 Ļ 同条第 項を次 のように改 8

園芸施設共済の共済掛 金率 は 特定 園芸施設 \mathcal{O} 種 で類その: 他 の農林 水産省令で定め る共済関係 \mathcal{O} 区分 。 以

下この条にお いて 「共済掛金区分」という。)ごと及び危険段階ごとに、 基準共済掛金率を下回ら な 範

囲内において事業規程等で定める。

第百二十条の二十三第二項中 園芸: 施 設基準共済掛金率 は、 施設区分ごと及び園芸施設 以共済の 共済 目 的 等

による種別」 を 「共済掛 金標 進 率 は、 共 済掛 金区 分 に、 「農林 水産省令で定め Ś を 過 去 に 改 め、

共済掛金標準 率 に改め、 同 条第三項を削り、 同 条第 項の次に次の 項を加 える。

地

域

別の」

及び

「当該

地

域

別に

を削

り、

同条第四

項中

「第

項

 \mathcal{O}

園芸,

施

設基

準共済掛

金率」

を

「第一

二項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

前 項 \mathcal{O} 基準 T 共済掛 ・ 金率 は、 その率を危険段階ごとの共済 金額 \bigcirc 合計 金額 \mathcal{O} 見込額により加 加重平均、

た率 が 共 済掛 金 標準 率に一 致するように、 組合等が共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに定める。

第百二十条の二十三を第百六十条とする。

第百二十条の二十二に見出しとして「 (共済金額)」 を付し、 同 条第一項中 「に共済規程等で定める最低

割合を乗じて得 た金額を下らず、 共 済 価 額の 百 分の 八十 を削 り、 共 済規 程等 \mathcal{O} を 「農 林 水 産 省令で

に . 改 め 農業共 済 組 合 \mathcal{O} を削 り、 園芸施 設 共済資 格 者_ を 共 済 資 (格者」 に 改 め、 同 条 第 項 中

る 第一 を削 項 り、 前 勘 案して、 項」 に 改め、 の 下 に 農林 「農林水産省令で定めるところにより」 水産大臣が定め る準 · 則に従 いし 及 び を加え、 共 (済責) 同 任 [条第二 期 間 開 項 始 を削 時 り、 同

 \mathcal{O}

に

お

け

条を第百 五. 十九条とする。

を

第百二十条の二十一に見出 しとして「 (共済責任 1期間) を付 Ĺ 同 条中 「共済規程 等 <u>の</u> を 事 業規 程

等で」 に改 め、 同 条ただ し書 中 「ただし、 の 下 に 農林水産 省令で定める」 を加い え、 「共済規程 程 等 を

事業規程等」 に改 め、 同条を第百五十八条とする。

第百二十条の二十及び第百二十条の二十の二を削

第百二十条 \mathcal{O} + 九に見出しとして _ (共済関係の成立) を付 同 条第 項 中 「農業共済組 合 \mathcal{O} 組 合員

又は 次 条 \mathcal{O} 遠 芸 施 設共済資格者が、 その 者が 所有 Ĺ を 組 合員 父は共 済資格者が 事業規程等で定めると

ころにより、 その 所有 に改な め、 同 条第二項を次の ように改 8

組合員又は共済資格者が特定園芸施設の所有者である場合における当該特定園芸施設についての前 項の

規定 んの適用 に ついては 同 項 中 「所有し、 又は管理する特定園芸施設を」 とあるのは 「所有する 特 定 亰

芸施 設 (園芸: 施 設共 済 0 共 済関 係を成立させないことを相当とする農林 水産 省令で定め る事 由 に該当する

ŧ Ō 及び | 園芸: 施 一設共済に付されたものを除く。)の全てを」とする。

第百二十条の十九を第百五十七条とする。

第百二十条の十五から第百二十条の十八まで及び第三章第六節 の節名を削る。

第百二十条の十 四に見出しとして 「(共済金額)」 を付し、 同 条第 項を次のように改める。

畑 作物 共 済 \mathcal{O} 共済 金 額 は、 共済 目 的 \mathcal{O} 種 類 (農林 水産大臣 が 特 定 \mathcal{O} 共 済 目 的 \mathcal{O} 種 類 に つ き品 種 栽 培方

法、 **蚕期等に応じて区分を定めたときは、** その 共済 目 的 0 種 類 に . つ いては、 その定めた区分。 以下この款

に お いて同じ。)ごとに、次に掲げるいず れか の金額とする。

を乗じて得た数量 当該共済 首的 \mathcal{O} に、 種類に係る基準収穫量 単位当たり , 共済金 額を乗じて得た金額 (蚕繭にあつては、 基準収繭量) に農林水産省令で定める割合

当該共済 冒 的 Ö, 種 類に係る共済限 度額を超えない 範囲内 にお いて農林水産省令で定めるところにより

組合員又は共済資格者が申し出た金額

第百二十条の 十四第二項中 「前項各号」 を 「前項第 号 の 基準収穫量及び基準収繭量 は、 組合員又は 共済

資格者ごとに、 農林 水 産 省令で定めるところにより 組 合等が 定 め る数量を とし、 同号」 に、 畑 作 物 共 済 \mathcal{O} 共

済目的 \mathcal{O} 種類等ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、 当 該 畑 作 物 共 済 0 共 済 目 的 \bigcirc 種 ·類等」 を 一共 済

目 的 \mathcal{O} 種 類 に改め、 「農林水産大臣が定める二以上の金額につき、 を削り、 組合等が共済規程等で定

 \emptyset る を 「組合員又は共済資格者が申し出た」 に改め、 同条第三項及び第四項を次のように改める。

第一 項第二号の共済限 度 額 は、 基準 生産 金額に農林水産省令で定め る割り 合を乗じて得た金額とする。

前 項 \mathcal{O} 基 潍 生 産 金 額 は、 組合員 又は 共済資格者ごとに、 過 去 定年間 に お 1 · て 収 獲さ、 れ 又 は 収 繭され

た共済 目 的 0 種 類ごとの 農作 物 又は 蚕 繭 \mathcal{O} 生産 金額 (当該農作 物又 は 蚕繭 に 係る収入金額 で農林 水 産 省令

で定めるものを含む。 第百 五. 十五条第二項において同じ。) を基礎として、 農林水産省令で定めるところ

により組合等が定める金額とする。

第百二十条の + 厄 を第百五十三条とし、 同条の次に次の三条及び款名を加える。

(共済掛金率)

第百 五十四条 畑作物共済の共済掛金率は、 共済目的 の種類その他の農林水産省令で定める共済関係 \mathcal{O} 区分

、以下この 条に お 1 て 一共 済 掛 金区 分 という。)ごと及び危険段階ごとに、 基準 -共済掛: 、金率を 下 口 5 な

い範囲内において事業規程等で定める。

前 項 \mathcal{O} 基 準 共 済掛 金率 は、 その率を危険段階ごとの共済 金額の 合計金額 \mathcal{O} 見込額により 加重平均 て得

た率 が 共済掛 金標準 率に一致するように、 組合等が共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに定める。

前 項 \mathcal{O} 共 済 掛 金標準 率 は、 共済掛金区分ごとに、 過去一 定年間における被害率を基礎として、 農林水産

大臣が定める。

第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(共済金)

第百 五 十五条 組合等は、 第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済につい ては

共 済 目的 O種 類ごとに、 共済事故による農作物 又は 蚕 繭 \mathcal{O} 減 収 量 が ·農林· 水産省令で定め る数量 を超 えた

場合に、 その 超えた部分の 数量 に同 号の単位当たり 共 済金額を乗じて得た金額を共済金として支払うもの

とする。

組合等は、 第百五十三条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済につい ては、 共済目的

 \mathcal{O} 種 類ごとに、 共済事: 故に よる農作 物 又は 蚕繭 \mathcal{O} 減収 又は 品質 の低下 (これらのうち農林 水産省令で定め

るも \mathcal{O} に限 る。 が あ る場合にお 1 て、 その 年 産 \mathcal{O} 農 作 物 又 は 蚕 繭 \mathcal{O} 生 産 金 額 が 同 号 Ō 共 済 限 度 額 に 達

ないときに、 当該共 済 限 度額と当該 L 生産 金額との差額 に、 共済 金額 の共済限 度額 に 対す る割合を乗じ て得

た金額を共済金として支払うものとする。

第 項 の減 収 量は、 第百五十三条第一項第 号の基準収穫量又は基準収繭量及びその 年産の農作物 \mathcal{O} 収

穫量 灵 は 蚕繭 \mathcal{O} 収 繭 量 を基礎として、 農林水産省令で定めるところにより算定するものとする。

(共済責任期間)

第百 五. 干 六 条 畑 作物 共 済 \mathcal{O} 共済責任 期間 は、 共済 目 的 O種 類 たる農作 物 又 は 桑の 発芽期、 共済事 故 の発生

態様 その他 の事 情を考慮して農林水産省令で定める基準に従い事業規程等で定める期間とする。

第六款 園芸施設共済

第百二十条の十三を削る。

第百二十条の十二に見出しとして (共済関係 の成立) を付 同 条第 項中 「農業共済組合 \mathcal{O} 組

合員

で、 又は は 当 該 蚕繭 次条 組合等が 組 を除 の畑作り 合員 く。 現 又 E は 以下この条にお 物共済資格者が、 共済資: 行 つて (格者) 1 る 畑 いて 作物 に、 その者」 共 対 済 第八十四条第 **念農作** 12 を お 1 「組合員又は共済資格者が、 -物等」 てそ (T) という。 共 項第六号 済 目 的 0 \mathcal{O} のすべてを組 種 類とし を 畑 て 作 事業規程等で定めるところにより 物 1 共 合等の」 るも 済 \mathcal{O} \mathcal{O} 共 を 次 済 (Z 目 的 掲 畑 げ たる」に、 作 る 物 作物 共 済 \mathcal{O} 又

に 共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事 改 め、 各号を削 り、 同 条第三項中 「共済規程等で対象農作 -物等] を 由に該当するものを除く。 「事業規程等で 畑 作物共済 の全てを」 \mathcal{O} 共 済 目 的

たる農 類 \mathcal{O} 対 作物 象農 又 作 物 は 等 蚕 繭 に つい に、 て 同 「ときは 項」 を 一共 当該 済 冒 対象農作物等につい 的 の種 類ごと」 に 改 め、 0 「に、 「場合 当該 における」 区 一分に係る に、 る対象農 「すべ 作 物 等 \mathcal{O} 種 \mathcal{O}

7

を

すべ てについて前 項」 を削 り、 同 条第二項を削 り、 同 条を第百五十二条とする。

第百二十条の十一及び第三章第五

節

の節名を削

る。

第百二十条の十、

第百二十 · 条 \mathcal{O} 九 に見出い しとして _ (共済責任期間) _ を付 同 条第 号を次のように改める。

共済 目 的 \mathcal{O} 種類 た る果 樹 \mathcal{O} 花芽 \mathcal{O} 形 成 期、 共 済 事 · 故 の 発生態様その 他 \mathcal{O} 事 情を考慮して農林水産省令

で定める基準 に従 1 事 業規程等で定 8 る 期間

て

第百二十条の 九第二号中 「共済規程等」 を 「事業規程等」 に改め、 同条を第百五十一条とし、 同条の次に

次の款名を付する。

第五款 畑作物共済

第百二十条の 八 に見出しとして (共済金) 」 を付し、 同条第一項を次のように改める。

共済目: 的 0 種 類ごとに、 共済事故に よる果実の減 収量が 農林水産省令で定め る数量を超えた場合に、 共 済

項第一号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済につい

ては、

収穫:

共済の

組

合等は、

第百四十八条第一

金額 かに、 当 該 減 収 量 \mathcal{O} 基 準 収 穫 量 に 対する割合に応じて農林水産省令で定め る率を乗じて得た金額を共済

金として支払うものとする。

第百二十条 0 八 第三項中 「特定収穫共済に つい て は、 収穫共済 の共済目的 の種類等ごと及び組合員等ごと

に、 第八十四 · 条第 項第四号に規定する」を 「第百四十八条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする収

穫共済につい ては、 収穫共済の共済目 的 \mathcal{O} 種 類ごとに、 共済事 故による」 に改 め、 「 低 下 の 下 に 「これ

5 のうち」 を加え、 第 九 十八条の二の 準 則 に従 1 認定され た当該 組合員等の当該 収 獲共 済 \mathcal{O} 共 済 目 的 \mathcal{O} 種

類等に係 る を削り り、 「その 特定収益 穫共済限度額 ĺ を 同 号の 共 (済限· 度額に」 に、 「その 特定収 穫 共 済限

削 穫 度額 に、 共済 同 り、 項 から当該生産金額を差し引いて得た金額」 限 同 「農林水産大臣の定める方法」 度額に に、 条 第 几 組 項 対する」 中 合等が第百二十条の六 「及び第二項」 を 「共済限度額に対する」 を を $\overline{\mathcal{O}}$ 第三項 「農林水産省令で定めるところ」に改め、 減 収 を「当該共済限度額と当該生産金額との差額」 量 の規定により定められた」 は、 に改め、 農林 水 産 「に相当する金 省令で定めるところに を 額」 「第百四 及び 同条第五項を次のように 十八 より 当 条第 該 算 定する 組 に、 一項第 合員 祭に」 ŧ 「特定収 一 号 \mathcal{O} Ď を

との 実 定 $\widehat{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 第百 とあるのは 果実 減 適 四十八条第五 収量にそれぞれ当該 用 の基準 に 0 1 「金額」 収 7 穫量 は 項 と の規定により細 にそれぞれ当該細区分に係る果実の単位当たり価額を乗じて得た金額の合計 同 項 細 中 「減 区分に係 果 収 量 実 \mathcal{O} の基準収穫量」 減 区分が定め る果実の単 収 量 لح 位当 あ 5 とあるのは る ħ たり $\overline{\mathcal{O}}$ た収穫共済 は 価 収 額を乗じて得た 穫 「合計金額 \mathcal{O} 共)共済目 済 \mathcal{O} 共 の基準 済 的 金額 \mathcal{O} 目 種 的 収 類 \mathcal{O} \mathcal{O} 穫金額 合計 種 12 類 つ **,** \ 金 \mathcal{O} 額」 7 細 (当該細区分ご \mathcal{O} 区分ごとの 第 :金額を 項 数 \mathcal{O} 規 量 果

改

いめる。

第百二十条の 八 第六項中 「樹体共 済 の共済目的 の種類等ごと及び組合員等ごと」を 樹 体共済の共済目 的

いう。)」とする。

 \mathcal{O} 種類ごと」に改め、 「に相当する金額」 及び 「当該組合員等に」 を削り、 同条第七項中 「の定める」を

で定める」に、 「共済規程等」 を 「事業規程等」 に改め、 同条第二項を削 り、 同条を第百 五. 十条とする。

第百二十条の七を削る。

第百二十条の六に見出しとして 「(共済金額) を付し、 同条第一 項を次のように改める。

収 養共済の共済金額は、 収穫共済の共済目的 \mathcal{O} 種類 (農林水産大臣が特定の共済目的 の種 類に つき品種

栽培-方法等に応じて区分を定めたときは、 その 共済目的 0 種類に ついては、 その定めた区分。 以下この

款において同じ。)ごとに、次に掲げるいずれかの金額とする。

当該 収 穫 共 済 \mathcal{O} 共済 目 的 \mathcal{O} 種 類 E 係 る標準 収 穫 量 に果 実 の単 位当たり 価 額を乗じて得た金額 を超 えな

1 範 囲内 に お 7 て農林水産省令で定めるところにより組合員又は 共済資格者が 申 L 出た 金 額

ころにより 当該収穫共済の共済目的の種類 組 合員又は共済資格者 が に係る共済限度額を超えない範囲内において農林水産省令で定めると 申し 出 元金額

第百二十条の六 第二 一項中 「及び第二号」 を $\overline{\mathcal{O}}$ 標 準 収 ↑ 穫量 ・ は 組合員又は共済資格者ごとに、 農林 水産 省

同号」

に、

「収穫共済

の共済目的の種類等ごと及び農林

令で定めるところにより組合等が定める数量とし、

水 産 大臣 の定める地域ごと」 を 「収穫共済の 共済目 的 の種類ごと」 に改め、 同 条第三 一項を次 のように改める。

第 項 第二号 \mathcal{O} 共 済 限 度 額 は 基準 生 産 金 額 に農林 水産省令で定め る割り 合 を乗じて得 た 金額とする。

第 省二十 条 \mathcal{O} 六 第四 項 中 第 項 第三 号」 を 「前 項 12 改 め、 収 穫 共 済 \mathcal{O} 共 済 目 的 \mathcal{O} 種 類 Ű 農

業共済 組 合 を 削 り、 果 樹 共済資格者」 を 一共 済資格者」 に 改 8 「農林 水産 大臣 が 定 め る準 則 に 従 1

そ 0 者が」 を削 り、 収 獲し た当該収 種共済 の共 済 目 的 \mathcal{O} 種 類等 に係 う こ を 「収穫され た 収 穫 共 済 \mathcal{O} 共 済

農林 水 産 「省令で定めるところにより」 を加 え、 同 条 第 五. 項 中 \neg \mathcal{O} 収 穫 共 済 \mathcal{O} 共 済 目 的 \mathcal{O} 種 類 等」 を \mathcal{O} 収 穫

目

的

 \mathcal{O}

種

類ごとの」に、

「第百二十

· 条 の

八第三項」

を

第

百

五

十条第二項」

に

改め、

「として、

0

下

に

共 済 \mathcal{O} 共 済 目 的 \mathcal{O} 種 類 に、 当 該 収 穫 共 済 \mathcal{O} 共 済 目 的 \mathcal{O} 種 類 等 を 当 該 収 穫 共 済 \mathcal{O} 共 済 目 的 \mathcal{O} 種 類

に、 「 第 第二 項 並 び に第三 項」 を 第二項」 に、 「 第 項 第 号及び 第二号中 標 進 収 穫 金 額

を 同 号中 収 穫 共済 \mathcal{O} 共済 目 的 \mathcal{O} 種 類 E 係る標準 収 〈穫量 に に、 標 進 収 穫 金額 **当** 該 収 穫 共 済 \mathcal{O} 共 済目

的 \mathcal{O} 種 類 等」 を 収 穫 共 済 \mathcal{O} 共 済 目 的 \mathcal{O} 種 類」 に、 てに、 「当該 収 穫 共 済 \mathcal{O} 共 済 目 的 \mathcal{O} 種 類 等 とあ

る \mathcal{O} は 当 該 細 区 分 を \neg 標 進 収 穫 量 にそ れ ぞれ ~当該細] 区 分に係る」 に改 め 数 を乗じ て を 削 り、

合 計 額 ٢, 第二 項 及び 第三 項 中 収 穫 共 済 \mathcal{O} 共 済 目 的 \mathcal{O} 種 類 等 を 「合計 金 額 と 同 項 中 収 穫 共済 \mathcal{O}

等」 共済目的 に改 という。) ごと及び農業 農業共済 め、 の種類」 同条第六 組合の組 に、 項中 「収穫共済の共済目的 合員 一共 共 、又は果樹共済資格者が、 八済金額 、済組: 合 は、 \mathcal{O} 組合員又は \mathcal{O} の種類等の細区分」」 下 12 果樹共済資格者」 樹 共済規制 体共 程等の定めるところにより」及び 済 \mathcal{O} を加り を「収穫共済の共済目的 を え、 この 款 「樹体 に お 共 1 済 て 同 \mathcal{O} Ü の種質 共 済 てに 目 類 . 共済規紀 の細 的 に \mathcal{O} 区分 改 種 程 類 8

農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が」 等 で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、 共済価額の百分の に改め、 八十」 同条第七項を次のように改め を削り、 「お **\ を 「おい 7

関係 前 に係 項 \mathcal{O} 共 る果 済 樹 価 額 及び支持 は 樹体 物 - 共済の \mathcal{O} 価 額を基 共 済 礎として、 目的 O種類ごと及び 農林水産省令で定めるところにより組合等が 組合員又は共済資格者ごとに、 樹体 定め 共 済 る \mathcal{O} 金 共 죔 済

とする。

第百二十条の六第八項を削り、 同条を第百四十八条とし、 同条の次に次の一条を加える。

(共済掛金率)

省令で定め

る共

(済関)

係

の区分

(以下この

条に

お

7

て

「収穫共済掛

金区分」という。) ごと及び危険段階ご

第百四 + 九 条 果 樹 共 済 の共 済掛金率 は 収 一種共済に あつては 収 穫 共済の共済目的 \mathcal{O} 種 類そ $\overline{\mathcal{O}}$ 他 \mathcal{O} 農林 水産

下この 条に 樹体共済にあつては樹体共済 お ** \ 7 樹 体 共 (済掛 金区 分 の共済目的 という。) \mathcal{O} 種 ごと及び危険段階ごとに、 類その他 の農林水産省令で定める共済関係の区分 それぞれ 基準 一共済 掛 金率 。 以 を

下回 5 な 1 範 用 内 に お 1 7 事 業 規 程 |等で定 め る。

前 項 \mathcal{O} 基準 共 済掛 金率 は、 その率を危険段階ごとの , 共済 金 一額の 合計金額 \mathcal{O} 見込額により 加重平均 して得

収穫共済にあつては収穫共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに

樹 体 <u>共</u> 、済に、 あつて は樹体 共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、 それぞれ組合等が定め

た率

が

共済掛

金標準率に一致するように、

前 項 \mathcal{O} 共 済 掛 金標準 · 率 は 収 穫 共 八済にあ つては 収 穫 世游掛4 金区分ごとに、 樹体 共 済 に あ つて は 樹 体 共済

掛 金区分ごとに、 それぞれ 過 去 定 年 間 に お け る被 害率を基礎として、 農林 水産 大臣 が定 め る。

第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

第百 十八条か ら第百二十条まで、第三章 - 第四節 の節 名及び第百二十条の二から第百二十条の五までを削る。

第百十七 条に 見出しとして (共済· 金 の支払とみなされる場合)」 を付し、 同条中 「家畜共済」 を 「疾 病

傷 害共 済 に改 め、 疾 病又 は 傷害 \bigcirc を削 り、 組合等」 の 下 に 「又は 都 道 府県 連合会」を、 「当該 組

合等」 の 下 に 「又は当該 都道 府県連合会の 組合員たる組 合等」 を加え、 同 条を第百四十六条とし、 同 条 0 次

に次の款名及び一条を加える。

第四款 果樹共済

(共済関係の成立)

第百 匝 干 七 条 果樹共 済 の共済関係 は、 収穫共済に あつてはその共済目的 の種類ごと及び果実の年産ごと、

樹体共済にあつてはその共済目的 の種類ごと及び共済責任期間ごとに、 組合員又は共済資格者が、 事 業規

程等で定めるところにより、 当該 組合員又は共済資格者が 現に栽培してい る収穫共済又は樹体共済 0) 共 済

目的 たる果樹 収 一穫共済又は 樹体共 済 の共済関係を成立させないことを相当とする農林 水産省令で定 8 る

承諾することによつて、成立するものとする。

事

由

に

・該当す

るもの

を除

<

の全て

を収

養共

済

又は樹体共済に付することを申し込み、

組合等がこれ

を

第百十三条から第百十六条までを削る。

第百十二条に見出しとして (共済責任の開始 日 及び共済掛金期間) _ を付し、 同条第一 項中 「共済規程

等に」 を 事業規程等に」に、 第八十六条第 項 \mathcal{O} 共済規程等の」 を 事 業 規程等で」 に改め、 ただ L 書

を削 り、 同 条第一 |項中 (肉 豚 を (農林水産省令で定める家畜」 に、 「第八十四条第一 項第三号に規定

する肉 肉 豚 に \mathcal{O} 下 一豚に係る期間に相当する」を 係 12 る家 「農林 畜 共 - 水産 済に 省令で定める」 あ つて は 当 該 _ 家畜共 を加え、 年未満で農林水産省令で定める」 済 に係 「共済規程等」 る共 済掛 金 を 期 間 事 業規程等」 第 百 に改め、 + 兀 条第 に改 同項ただし書中 め、 項 に 同 お [条第三] 1 て 同 項中 「ただし は

(共済金額)

は

農林

水

産省令で定

8)

る

飼

養区分。

次項

E

お

7

て同じ。) ごとに、

共済

価

額を超えな

1

範

井

内

に

お

1

7

第一

項本文」

を

「は、

第一

項」

に改い

め、

同条を第百四十二条とし、

同

条の

次に次の三条を加える。

第百四 一十三条 死亡廃用共済 の共済金額は、 共済掛 金期間 (農林水産省令で定める家畜に係るものにあつて

農林 水産 省 令 で定めるところに より 組 合員 又は 共済資 (格者が 申 L 出 た金額とする。

疾 病傷害共済 Ď 共済 金額 は、 共済 掛 金期間ごとに、 支払限 度額を超 こえない 範囲内におい て農林水産 省令

で定めるところにより組合員又は共済資格者が申 し出た金額とする。

第 項 0 共済 5価額 は 死亡 廃用共済 \mathcal{O} 共済関係に 係る家畜 \mathcal{O} 価 額を基礎として、 前項 の支払限度額 は 疾 病

傷害 共 済 \mathcal{O} 共 済 関 係 に 係 る家畜 \mathcal{O} 価 額 及び 家畜 \mathcal{O} 診療 に要する標準 的 な費用を基礎として、 農林水産省令

で定めるところにより、それぞれ組合等が定める金額とする。

農林 水産省令で定める事 由により包括共済関係に係る家畜の価額の合計 金額に変更が生じたときは、 共

済掛 金期間 \mathcal{O} 中 · 途 に お 1 ても、 農林 水産省令で定めるところにより、 死亡 廃用共済にあ つて は第 項 \mathcal{O} 共

済価 額 及 び 共 済 金額 を、 疾病傷 害共 、済にあ つては 第二 項 の支払限度額 及び 共 済 金額 を、 それぞれ変更する

ものとする。

(共済掛金率)

第百四 干 兀 条 死亡廃用共済の共済掛金率は、 共済目的の種類 (農林水産大臣が特定の共済目的の 種 類に 0

き共 済 事 故 \mathcal{O} 発 生態 様 \mathcal{O} 類似 性を勘案して区分を定めたときは、 その 共済 目 的 0 種 類 に 0 7 て は そ \mathcal{O} 定

 \Diamond た区分。 以下この 条 に おい て同じ。)ごと及び危険段階ごとに、 基準共済掛金率を下回 5 な 1 範 井 内 に

おいて事業規程等で定める。

疾病傷害共済の共済掛金率は、 共済目的の種類ごと及び危険段階ごとに、 次に掲げる率を合計 して得た

半とする。

疾病 及び 傷害に、 よる損害 (次号に規定する診療技術料等を除く。 に対応する基準共済掛金率を下回

らない範囲内において事業規程等で定める率

診療技術料等 (疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で農林水産省令で定めるものをいう

に対応する基準共済掛金率を下回らず、 農林水産省令で定める率を超えな 1 範囲· 内に お 1 て 事 業規

程等で定める率

前二 項 の基準 共済掛金率 は、 その率 を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平 均 して

得た率 が共済掛金標準率に一致するように、 死亡廃用共済にあつては共済目的 の種類ごと及び危険段階ご

疾病傷害共済にあつては共済目的 の種類ごと、 前項各号に規定する損害の区分ごと及び危険段階ご

とに、それぞれ組合等が定める。

前 項 \mathcal{O} 共 済 掛 金標準 率 は、 死亡廃用 共済にあ つては共済目 的 Ö, 種類ごとに、 疾病傷害共済にあ つては 共

済目 的 の種類ごと及び第二項各号に規定する損害の区分ごとに、それぞれ過去一定年間における被害率を

基礎として、農林水産大臣が定める。

前項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(共済金)

第百 匝 十五 条 死亡廃用共済に係る共済金は、 共済事故に係る家畜の価額を基礎として農林水産省令で定め

るところにより算定された損害の額に、 共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額とする。 ただ

農林水産省令で定める死亡廃 用共済 \mathcal{O} 共済関係 12 にあつてい は 農林水産大臣 「が定め」 る 金 額を限度とする。

疾 /病傷 害 共 済 に係 る共 済 金 は、 農 林 水産省令で定め るところにより、 共 済 事 故に ょ つ て組 合員等が 被

損 (害の額として算定された額とする。 この 場合にお į, ては、 前項ただし書の規定を準用する。

第百十一条の六から第百十一条の九までを削る。

第百十一 条の五に見出しとして \neg (共済関係 の消 滅 を付し、 同条中 「第百十一 条第一 項」 を

項」 に、 包包 括共済関係と」を 「包括共済関係」 とに、 「家畜共済に」 を 「死亡廃用共済に」 に、

同 条第三 項 の規定により家 畜共 済」 を 他 \mathcal{O} 死亡廃E 用共済」 に、 「成立してい たときは 当該」 を 「存す Ź

ときは、 新たに、 成立する」に、 「その成立していた」 を 「既に存する死亡廃用共済の」 に改め、 同条に次の

項を加える。

疾病傷害共済については、前項の規定を準用する。

第百十一条の五を第百四十一条とする。

第百十一条の二から第百十一条の四までを削る。

「前条第

第百十一条に見出しとして (共済関係の成立)」 を付し、 同 条第一 項を次のように改める。

家畜 共 済 \mathcal{O} 共済関! 係 は、 農林-水産省令で定める家畜の区分ごとに、 組合員 又は共済資格者が 事業規 程

等で定めるところにより、 当 該 組 合員 又は共済資 格者 \mathcal{O} 餇 養する当該 区分に 係る家畜 共 済 \mathcal{O} 共 済 目 的 たる

み、 組合等がこれを承諾することによつて、 成立するものとする。

第百十

条第二項中

「又は

種雄馬に」

を

種雄

馬その他

の家畜であつて農林水産省令で定めるものに」

家畜

(牛の胎児を含む。

以下同じ。)

を一体として死亡廃用共済又は疾病傷

害共済に付することを申

込

に改め、 共済 関 係は」 0 下 に 一、 前項 \mathcal{O} 規定 に カコ カュ わらず」 を加え、 「農業共済組 合 \mathcal{O} 組合員 又 は 第百十

条の三 第 項 \mathcal{O} 家畜 共 済 資 《格者がる その 者」 を 組 合員又は共済資 、格者が、 事 業規 程等で定めるところに ょ

り、 当 該 組合員 又は共済資格者」 に、 種 雄 牛 又は 種 雄 馬で第八十四条第一 項第三号に掲げ る牛 又は 馬で あ

るもの を組 合等の家畜共済」 を 「家畜共済の共済目的たる家畜を死亡廃用共済又は疾病傷害共済」 に改め、

同条第三項を削り、同条を第百四十条とする。

第百七条から第百十条の二まで及び第三章第三節の節名を削る。

第百六条に見出しとして「(共済金額) を付い Ļ 同条第 項を次の ように改める。

農作物共済 の共済金額は、 共済目的の種類 (農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき品種、 栽培方

法等に応じて区分を定めたときは、 その共 済 目 的 \mathcal{O} 種類に つい ては、 その定めた区分。 以下この 款 12 お

て同じ。)ごとに、次に掲げるいずれかの金額とする。

当該共済目 的 ...**う** 種 類に係る基準収穫量に農林水産省令で定める割合を乗じて得た数量に、 単位当たり

共済金額を乗じて得た金額

当該共済 目的 \mathcal{O} 種類に係る共済限度額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところに より

組合員又は共済資格者が申し出た金額

第百六条第二項 中 「前項. 各号」 を 前 項第 号の 基準 収 穫 量 は、 組合員又は共済資格者ごとに、 農林· 水産

省令で定めるところにより組合等が定め る数量とし、 同号」 に、 「農作物共済 の共済目的 0) 種類等ごとに、

当該 農作物共済の共済目的の種類等」を 「共済目的 の種類」 に改め、 「農林水産大臣が定める二以上 0) 金額

に ・つき」 を削り、 組 合等が 共済規程等で定める」 を 「組合員又は共済資格者が申し出た」 に改め、 同条に

次の二項を加える。

第 項第二号の共済限度額は、 基準生産金額に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

類ごとの 前 項 の基準生産金額は、 農 作 物 \mathcal{O} 生産 金額 組合員又は共済資格者ごとに、 (当該農作物に係る収入金額で農林水産省令で定めるも 過去一定年間において収穫された共済目的 のを含む。 第百三十八 の種

項 に お 1 て同 ľ を基 礎として、 農林-水産 省令で定めるところにより 組合等が定め る金額とする。

第百六条を第百三十六条とし、 同条の次に次の三条及び款名を加える。

(共済掛金率)

第百三十七条 農作物共済の共済掛金率は、 共済目的 の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分

(以下この条に お 7 7 「共済掛金区分」という。)ごと及び共済 事故の 発生状況その 他 危険 \mathcal{O} 程度を区分

する要因となる事 ず項に・ 応じて組 合等 が定め る区分 (以下この節 に お 1 7 「危険段階」 という。

基準 共済掛金率を下回らない 範 囲内 に お į١ て事業規程等で定める。

前 項 の基準共済掛金率は、 その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額 の見込額により加重平均して得

た率 が 共済掛 金標準率に一致するように、 組合等が共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに定める。

前 項 \mathcal{O} 共 済 掛 金標準率 は、 共済掛金区分ごとに、 過去一 定年間における被害率を基礎として、 農林水産

大臣が定める。

第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(共済金)

第百三十八条 組合等は、 第百三十六条第 項第一 号に掲げる金額を共済金額とする農作物 共済に ては

共 済目的 0 種類ごとに、 共済事故による農作 物 \mathcal{O} 減 収量 ヹが農林. 水産省令で定める数量を超えた場合に、

その超えた部分の数量に同号の単位当たり共済金額を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

組 合等は、 第百三十六条第 項第二号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済については、 共済目: 的

の種類ごとに、 共済事故による農作 物 \mathcal{O} 減 収又は品質の低下 (これらのうち農林水産省令で定め る ŧ \mathcal{O} 12

限 る。 が ある場合に お 7 て、 そ \mathcal{O} 年 産 \mathcal{O} 農 作 物 0) 生 産 金額が 同 号の 共済! 限 度額 に 達 Ū な いときに、 当 該

共済限度額と当 ¬該生産⁴ 金額との差額 に、 共済金額 の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額を共済 金と

して支払うものとする。

第 項 の減 以収量は、 第百三十六条第一項第 一号の基準収穫量及びその年産 の農作物の収穫量を基礎とし

て、農林水産省令で定めるところにより算定するものとする。

(共済責任期間)

第百三十九条 農作物共済の共済責任期間は、 共済目的の種類たる農作物の移植期又は発芽期、 共済事故の

発生 態様その 他 の事 , 情 を考慮し て農林水産 省令で定め る基準に従い 事業規程等で定める期間とする。

第三 家 畜 共 済

第三章第二節 の節 常名及び 第 百四四 条から第百五条までを削る。

第百三条に見出しとして「(準用)」

を付し、

同条中「第十一条」を

「第四条、

第六条、

第十一条」に、

「第二十五条及び」を「第二十条、 第二十五条、 第二十八条、 第三十条、 第三十一条第一項及び第二項 (第

二号を除く。)並びに」 に改め、 「規定」 の下に「(これらの 規定 \mathcal{O} ほ か、 家畜共済に あ つて は 同 法 第十条

第十七条第二項及び第二十二条の 規定、 園芸: 施設共済にあ つ ては 同 法 第十 Ė 条第二項、 第十 -八条: 第 二項 及

び第二十二条 Ď 規定、 任意共済にあ つて は 同法第九条、 第十条及び第十八条第二項の規定)」 を加え、 同条

を第百三十四条とし、 同条の次に次の款名及び一条を加える。

第二款 農作 -物共済

共 介済関係 \mathcal{O} 成立)

第百三十五条 農作物共 済 \mathcal{O} 共済関係 は、 共済目的 の種類ごと及び農作物 の年産ごとに、 農業共済組 合の 組

り、 除き、 成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当するものを除く。 合員若しくは第二十条第四 当 該 以 下この 組 合員 節 、又は共 に お 、済資 1 7 (格者が 項の規定による全国連合会の組合員 組 合員」 耕 作 と総称する。 を行う農作 物 共 又は 済 \mathcal{O} 共 共 済目 済資格者が、 (第百四十六条及び第百六十三条第二項を 的 たる農: 事 作 物 業規程等で定めるところによ 食農)の全てを農作 作 物 共 済 \mathcal{O} 共 済 物 関 共済 係 を

第九十-九条の二から第百二条までを削 る。

に付することを申し込み、

組合等がこれを承諾することによつて、

成立するものとする。

条」 号中 二十条の十 とし、 十七 第九 に改 第九 条第 + 第六号及び第七号を削り、 め、 九 条に 九第 十四四 項 同 項 条第 · 見出 に、 項 第三号中 しとして を 項」 果樹 「第百三十五条、 を 「第九十八条」 「第百二十五 農作 (免責事 同項 物 第八号中 を 曲 第百 を 条 _ 農作物、 第 「第百三十条」 を付 四十条第一項、 「第百二十条の二第一 項」 Ĺ に 家畜 改 同 条第 め、 (当該 に 第百 改め、 同 項中 申 項 1四十七名 第 込 心みの際、 項、 同 「責め」 号中 項中 条、 第百二十条の十二第一項又は 第 現に 第九 を 第百五十二条第 四号を削 「責任」 飼 + 養 五. してい り、 条」 に改め、 を 第五号を第四 た 「 第 項 又 ŧ 百 同 \mathcal{O} は に 項 . 限る 第百 第百 第 号

五

果樹」

に、

「第八十四

条第四

項

を

「第九十八条第四項」

に、

「とき及び」を

「とき、

及び」

に改め

一同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 その他政令で定める事由があるとき。

第九 + 九 条第三 項 中 第百六条第 項 第 号、 第百二十条の六第 項第一 号又は第百二十条の十二第 項

第一号」 を 「第百三十六条第一 項 第百 四十八条第一 項又は第百五十三条第一 項」 に改め、 同条第二項を削

り、同条を第百三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(協力依頼)

第百三十三条 組 合等 は、 共済金額の決定又は支払うべき共済金に係る損害 \mathcal{O} 額の 認定に関 し必要が あると

きは、 組 合員等 からそ 0 生産 した農産 物 \mathcal{O} 加 工若 しく は 販 売 \mathcal{O} 委託を受け、 若しくこ は当 該 農 産物 \mathcal{O} 売 渡

を受けた者又は組合員等に資材の売渡しをした者に対 Ļ 当該委託又は売渡しに係 る農産 物又は資 材 \mathcal{O} 数

量、 品質又は 価 格に関する資料の提供につき、 その協力を求めることができる。

第九十八条の二に見出しとして (損害認定) _ を付し、 同条中 「農林水産大臣が定める準則」 を 「農林

水産省令で定める基準」に改め、同条に次の一項を加える。

組合等は、 その支払うべき農作物 洪済、 収穫共済又は畑作物 共 済の共済金に係る損害の額を認定するに

当たつては、 事業規程等で定めるところにより、 あらかじめ当該組合等の損害評価会の意見を聴かなけれ

ばならない。

第九十八条の二を第百三十一条とする。

第九十八条に見出しとして (通知義務)」を付し、 同条第一項中 「共済事故が発生したときは」を「次

に掲げる場合は、 事業規程等で定めるところにより」に、 「その」を「、 その」に改め、 同項に次の各号を

加える。

一 共済目的に農林水産省令で定める異動を生じたとき。

一 共済事故が発生したとき。

三 共済金の支払を受けるべき損害があると認めるとき。

第九十八条第二項を削り、同条を第百三十条とする。

第九十七条に見出しとして (調査)」 を付し、 同条中 「何時でも」を「いつでも」に、 「出来る」を「

できる」に改め、同条を第百二十九条とする。

第九十六条の二に見出しとして「(家畜診療施設) を付し、 同条中 「共済規程等の」 を 「事業規程等で

」に改め、同条を第百二十八条とする。

第九十六条に見出しとして (損害防 止 施設) を付し、 同条中 「共済規程等の」 を 「事業規程等で」 に

改め、同条を第百二十七条とする。

第九 十五条に見出しとして (損害防 止 0) 処置の指示)」 を付し、 同条を第百二十六条とする。

第九十四条に見出しとして (通常すべき管理等の義務) 」 を付し、 同条を第百二十五条とする。

第九十三条に見出しとして

 \neg

(共済関係に関する権利義務

の承継)」

を付し、

同条第一

項中

「農作

-物共済

<u>の</u> 「当該農業共済資格団 体の行う耕作に係る」 及 び 以下この項及び 第四 1項に お 1 て同 ľ を削 り

共 (済関) 係 を 組 合 等の 承諾 を受けて、 共済関 係」 に改 め、 承継する」 の 下 に 「ことができる」 を加

え、 ただし書を削 り、 同条第五項中 前四 [項] を「前二 項」に改め、 同条第二項及び第四項を削り、 同条を

第百二十四条とする。

第九十二条に見出しとして (共済金額の 削 滅) 」 を付し、 同条中 「政令の」 を 「政令で」に改め、 同条

を第百二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(共済関係の存続)

第百二十三条 組合等との間に共済事業の共済関係の存する者が、 住所を移転したこと(農業共済資格団体

にあつては、 その 構成員が 住所を移転したこと)により組合員又は共済資格者でなくなつた場合に お *(*) 7

その者が当該 共 (済関) 係を存続させることについてその移転前 に当該は 組 合等 Ò 承諾を受けてい たときは

当該共済関係は、なお存続するものとする。

組合等は、

正当な理由がなければ、

前項の

承諾を拒むことができない。

第九十一条に見出しとして (共済金 の額 の下限)」 を付し、 同条中 「下つて」を「下回つて」に改め、

同条を第百二十一条とする。

第九十条に見出しとして「(共済掛 金等 \mathcal{O} 相殺 の制限) を付し、 同 . 条 中 第八十七条第 項 を 「第百

十八条第一項」に、 「以て」 を「もつて」 に改め、 同条を第百二十条とする。

第八十九条を削る。

第八十八条に見出しとして (共済掛金等に関する権利の消滅時 効 _ を付し、 同条中 「第八十七条第一

項」を 前 条第 項」に、 「払戻」 を 「払戻し」に、 「因つて」を「よつて」に改め、 同条を第百 十九条と

する。

第八十七条の二を削る。

第八十七条に 見出しとして 「 (事務費の賦課) _ を付し、 同条第一 項 中 「共済規程等の」 を 「事業規程等

で」に、 第十 匝 条 を 「第十. 九 条」 に 改 め、 同 条 第二 項 中 政 令 . Д を 「政令で」 に改 め、 同 条 第 三項 中

「第百三十二条第一項」を「第百七十二条及び第百七十四条」 に改め、 「また」を削り、 同条を第百十八条

とする。

第八十六条に見出しとして「(共済掛金の支払)」を付し、 同条第一項中 共済規程」 を 組合等と

の 間 に 2共済関2 係 が ,成立 したときは、 農林水産省令で定める支払期限までに、 事業規程」に、 「共済規程等」

と総称する。) \bigcirc を 事 業規程等」 という。)で」 に改め、 「定額の」 を削 り、 同条第二項を削 ŋ 同 条

を第百十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(共済事故としない旨の申出)

第百十七 条 組合員等は、 政令で定めるところにより、 組合等に対し、 第九十八条第一項各号に掲げる共済

事故の一部を共済事故としない旨の申出をすることができる。

前 項の 申 出があつたときは、 当該申 出に係る共済事業の共済関係 (家畜共済の共済関係にあつては、 当

該申 出に係る共済掛 (金期間) においては、 第九十八条第一項の規定にかか わらず、 同項各号に掲げる共済

事故 0 うち当該 申出に係るも Oを共 済事故としな 1 ものとする。

組 合等 は、 第 項 \mathcal{O} 申 出 に · 係 る共 (済関係) に つい ては、 農林・ 水 産 省令で定めるところにより、 共済: 掛 金 を

割 ŋ 引くものとする。 この場合にお いて、 第十条第一 項及び第二項、 第十三条並び に第十 应 条 \bigcirc 規 定 0) 適

用 に ついては、 これらの規定中 「基準 共済掛金率」 とあるのは、 「基準共済掛金率を基礎として農林 水 産

省令で定めるところにより算定される率」とする。

第八十五条の十二に見出 しとして _ (業務の委託) を付い į 同条第 二項中 「行なう」を 「行う」 に、

事 務」 を 業 務 に改め、 「(第八十七 条の二 0) 規定に よる督促 及び 滞 納 処分を除く。 を削 り、 「農業

協 同 組合又は農業協同 組合連合会」を 「次に掲げる者」 に改め、 同 項に 次の各号を加える。

農業協 同 組 合又は農業協同組合連合会その他農林水産省令で定める金融機関

一 その他農林水産省令で定める法人

第八 八十五 条 の十二第二項中 一農業: 協 同 組合及び農業協同 組 合連合会」 を 「前 項第 号に掲げる者」 に改め

第十条の規定」 の 下 に 「その 他 の法 律の 規定」 を加え、 「前項」 を 「同項」 に、 事 務を行なう」を

業務を行う」に改め、 同条を第百十四条とし、 同条の次に次の一条を加える。

(申込みに応ずる義務)

第百 1十五条 組 合等は、 その行う共 済事業の共済関係 の成立に つい · て組 合員又は共済資格者から申込みを受

けたときは、 農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除いては、 その承諾を拒 んではならな

第八十五条の十一に見出しとして「 (市町村の廃置分合の場合の取扱い) 」 を付し、 同条を第百十三条と

する。

第八十五条の十に見出しとして「(共済事業の実施に関する条例の変更)」 を付し、 同条第二項中 「第二

十五 条」 を 「第三十一条」に、 「第二十六条」を「第三十二条」に、 「定款、 共済規程若しくは保険 規程

を「定款等」に改め、同条を第百十二条とする。

第八十五条の九に見出しとして「(市町村による共済事業の全部の廃止)」を付し、 同条第三項中

十六条」を 「第三十二条」に改め、 同条第四項中 「第四十七条」を 「第六十六条」に改め、 同条を第百十一

条とする。

第八十五条の八に見出しとして 「(市町村による共済事業に関する経過措置) を付し、 同条第 項中

を 第八十三条並びに第八十五条第一 匹 第 同同 項」 項 第 を 匹 号イ 「第百 -に掲 五. 条第一 げ る 項」 に . 改 に、 項及び第十一 め、 同 条第 同 項 第 二項 項 号 か :ら第四 \bigcirc を 「第 ・ を 項 九十九条第 同 Ĵ でを削 項 第 号に掲げ り、 項及び第四 同 げる」 条を第百 に、 項」 九 に、 条とし、 同]項第四 「第八十五 同 号 条 イ \mathcal{O} 条の 次に \bigcirc

(区分経 理 次

0

条を加える。

第百十条 共済. 事業を行う市 町村は、 当該 共済事業 の経理に ついては、 政令で定めるところにより特別 会計

を設けてこれを行い、 その 経費 は、 当該 共 済事業に よる収入をもつて充てなけ ħ ばならな

又は 共 済 他 事 \mathcal{O} 特 業を 別 会 行 計 う市 カ 5 町 \mathcal{O} 村 繰 は 入 金 特 による収 别 \mathcal{O} 事 由 入をもつて当 に ょ り 必 要が |該共済| あるときは、 事 業 \mathcal{O} 経費に充てることができる。 予算で定めるところにより、 般

前 項 \mathcal{O} 規 定に よる繰入金に相当する金額は、 翌年度以降において、 予算で定めるところにより、 当該 繰

入金を繰り入 れ た 般会計 文は 他 \mathcal{O} 特 別会計に繰 り入れなければならない。 ただし、 般会計又 は 他 \mathcal{O} 特

別会計 \mathcal{O} 事 由 12 に お よる繰入金に 1 て支出し すべ つ きもの 1 ては、 を当 議会 該 (T) 共済 議決を経 事 業 \mathcal{O} 特 て、 莂 当該 会計 繰 に お 入金を繰 ** \ て支出したことによる繰入金そ いり入れ た 般会計

又は 他 \mathcal{O} 特 \mathcal{O} 別 他 会計 特 別

に繰り入れないことができる。

共 済 事業を行う市 町 村 \mathcal{O} 経 連に ついては、 第六十三条及び第六十四条の規定を準用する。

第八十五条の七を削る。

第八 + 五条の六 に見出しとして 市 町村による共済事業の実施区域 の特 例) を付し、 同条第 項 中

第 八十五条の三第一項」 を 「第百二条第一項」に、 「共済事業を行う市町村」 を 「「共済事業を行 う市 町 村

に、 「且つ」 を 「か <u>つ</u> に、 「本章の規定により」 を 「第九十七 条第一 項第一 号から第五号までに掲 げ

る に改め、 同条第三項中 「一箇 月 を 「二月」に、 の定める」 を 「で定め る に改 め、 同 条第 辺 項 中

第八十五 条 が 三 第四 項」 を 「第百二条第四 項 に改め、 同 条を第百七条とし、 同 条 \mathcal{O} 次 に次 \mathcal{O} 条を加 える。

(市町村による共済事業の実施)

第百八条 共済事業を行う市 町村については、 第九十九条第 一項から第四項までの規定を準用する。 この 場

合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八 十五 条 \mathcal{O} 五 に見出 しとして (政令へ の委任)」 を付 Ĺ 同条中 外、 第八十五条の二第一 項」 を

ほか、第百一条第一項」に改め、同条を第百六条とする。

て か 項中 五. を 項中 第八十五条の四に見出しとして 「この条」 を に改め、 「第八十五 「全て」 「の農作物共済」 に、 同条第二項中 に、 条 の三第三項」を 「第八十三条及び第八十五条」 「第八十五条の三第三項の」 を 「に掲げる農作物共済」に、 「第八十五条の三第三項 「 (農業共済組合による共済事業に関する経過措置) 「第百二条第三項」に、 を を $\widehat{\mathcal{O}}$ 「第百二条第三項の規定による」に、 「第-を 「の果樹共済」を 九 + 「第百二条第三項の 「の公示」 九 条」 に改 を め、 $\overline{\mathcal{O}}$ 「に掲げる果樹共済」に、 同 規定による公示」に、 規定による」 項 第六号中 __ を付し、 \neg 「一箇月」 に改め、 外 を 同条第一 「本条」 を 同 「すべ $\overline{\mathcal{O}}$ 条第 ほ

第六号まで及び第八号」に改め、 項第六号」を 第八 十五 条 の三の二に見出しとして「(共済事 「第三十五条第一項第六号」に、 同条を第百三条とし、 「第三十条第一項各号」を 業 の実施 同条の次に次の一条を加える。 に関する条例) を付し、 「第三十六条第 同 条中 「第二十九 項第一号から 条第

月

に改め、

同条を第百

五条とする。

(共済資格者)

第百 ことができる者は、 匝 条 第百 七 条第 当該. 項に規定す 市町村が行う第二十条第一 る共済事業を行う市 項第一号から第五号までに掲げる共済事 町 村 کے の間に当該共済事業の 共済関係を成立させる 業の 種 類 に応

ľ 当該各号に定める者で、 当該共済事業の実施区域内に住所を有するもの (農林水産省令で定める基準

に従 1 共 済事業の実 施に関する条例で定め る者を除く。) とする。

前 項 に規定す る共済関係を成立させることができる者 (以 下 「共済資格者」 という。) に つい て は、 第

一十条第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定を準用する。 この場合にお į, て、 同項中 「農業共済組合の区域」 とあるのは 「共済

事業の実施区域」と読み替えるものとする。

第百七条第 項に規定する共済事業を行う市町村との間に当該共済事業の共済関係の存する者が、 共済

資格者でなくなつたときは、 その時、 に 当 該 共済関係は、 消滅するものとする。

第八 十五 条 の三に見出しとして 市 町 村 による共済事 業 \mathcal{O} 実施 \mathcal{O} 認 可 を付 同 条第 項中 第八

十五 条第一項」を 「第九十九条第一項」に、 「二個以上」を 「二以上」に、 「すべて」を「全て」に、 基

き」を「基づき」に、 「且つ」を「かつ」に、 「本章の規定により」を 「第九十七条第一項第一号から第五

号までに掲げる」 に改め、 同条第二項中 「第八十五条の六第一 項の」 を 「第百七条第一項に規定する」 に改

め、 同 条第三項中 一箇 月 を 「二月」に、 「の定める」を「で定める」に、 「且つ」 を っか <u>つ</u> に改め、

同条第四項中 「第二十五条」 を 「第三十一条」に、 「第二十六条第二項」を「第三十二条第二項」に、 定定

款、 共済規程若しくは保険規程」 を 「定款等」 に改め、 同条第五項中 「第二十六条第二項」 を

第二項」 に、 $\overline{\mathcal{O}}$ 定める」を 「で定める」 に 改 め、 同 条を第百二条とする。

第八 +五. 条 か 二 一に見出 しとして 市 町 村 に 対す る共済事 業 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} 申 出 を付 同条第 項中 本

章 Ò 規定により」 を 「第九十七 条第一 項第一号から第五号までに掲げる」 に改 め、 同 条第二項中「その」 を

その」 に改め、 同条第三項中 「第四十四条の二」 を 「第六十条」 に改め、 同条を第百一条とする。

第八 八十五名 条に 見出しとして (農業共済組合による共済事業の実施) __ を付し、 同 条第 項中 第八十三

行う」 に改 め、 同 条第一 二項 後段 を削 り、 同 条第十項 を次 0 ように 改 \Diamond

条第

項第一号及び第三号」

を

第

九

十七

条第

項 第

号及び第二号」に、

「行わなけ

ħ

ば

ならな

\ _

を

家畜 出済に は 前 項 0 規定を準用する。 この場合に おい て、 同 項 中 「当該農業共済組合の 組合員 の営む

当該 種類 に つ () ての 耕 作 の業務の総体としての規模が農林水産大臣の定める基準に達しないことその 他

該 種 類 とあ るのは、 当 該 種 類」 と読み替えるものとするほ か、 必要な技術的 読替えは、 政 令で定める。

第八 + 五 条第 + 項 中 「第十三項」 を 「次項」 に、 農業共済組 合連合会が第百二十一条第二項」 を 都

道 府県連合会が 第 百六十四 条第二項」 に、 「第八十三条第一 項第四 号から第六号まで」 を 「第九 十七条第

項第三号から第五号まで」に改め、 百二十一条第二項」を 「第百六十四条第二項」に、 同条第十三項中 「農業共済組合連合会」を 「第八十三条第一 項第七号」を 「都道府県連合会」に、 「第九十七 条第 項第六 「第

号 に改め、 同 条第三 項 カン たら第九 項まで及び第十二項を削 り、 同 条に 次 の <u>一</u> 項を加 える。

項第三号から第六号までに掲げ

る共済事業を行うことができる。

第八十五条を第九十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

特定組合は、

第九十七条第一

(全国連合会による共済事業の実施)

第百条 全国 連合会は、 農林 水産省令で定めるところにより、 特定区域 (当該全国連合会と特定合併 をした

特 定 組 合又は 都道府県 連 合会の 区域 に相当する区域をいう。 以下同じ。 を実施区域として、 第九 + Ė 条

第一項第一号及び第二号に掲げる共済事業を行う。

全国連合会は、 農林水産省令で定めるところにより、 特定区域を実施区域として、第九十七条第一 項 第

三号から第六号までに掲げる共済事業を行うことができる。

前二項 に規定するも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 全国 連合会は 農林 水産省令で定めるところにより、 特定区域 以外 の区

域 (以下この項にお いて 「特定区域外区域」 という。 を実施区域として、 共済事業を行うことができる

この場合において、 全国連合会は、 特定区域外区域において農業共済組合又は第百七条第一項に規定す

る共 済事業を行う市 町 村 が 行 ごう共済 事業の 共済目的 \mathcal{O} 種類とされて いるも \mathcal{O} を、 共済事業の 共済 目 的 \mathcal{O} 種

類とすることができない。

第一 項の規定により全国連合会が共済事業を行う場合には、 前条第二項の規定を準用する。 この場合に

おいて、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十四

条に見出しとして

(共済事業の内

[容) _

を付し、

同条第一項中

「農業共済組合」

を

「共済

業

に改め、 「家畜共済」 の 下 に 「のうち死亡廃用共済にあつて は第二号、 家畜共済のうち疾病傷害 共 済 を

加 え、 組 合員」 を 「組合員等」 に、 「ものとする」 を 「事業とする」 に改 め、 同項第二号及び第三号を次

のように改める。

共済目的 牛、 馬及び豚で出生後経過した期間が農林水産省令で定める基準に適合するもの

共済事故 牛、 馬及び 種豚にあつては死亡 (と殺による死亡及び家畜伝染病予 防法 韶 和二十六年法

律第一 百六十六号) 第五 十八 条第 項 (第四号に係る部分に限 る。 \mathcal{O} 規定に よる手当金

条第 二項 の規定による特別手当 金又は同法第六十条の二第 項の規定による補 償金 一の交

同

付 \mathcal{O} 原因となる死亡を除く。 以下この条において同じ。) 及び廃用、 種豚以外の豚にあつ

ては死亡

三 共済目的 前号に掲げる牛、馬及び豚(種豚に限る。

共済事故 疾病及び傷害

第八十四条第 項第四号中 「による果実の減収及び品質の低下 (第百二十条の六第一項第三号に掲げる金

額を共済金額とする収穫共済 (以 下 「特定収 穫共済」 という。) に あつては、 果実」 を 「(果実」 に、 生

産 金額 \mathcal{O} 減 少 を £ \mathcal{O} に 限 る。 に改 め、 同 項第五号中 前 号の」 を 「前号に掲げる」 に改 込め、 「除く」

 \mathcal{O} 下 に 以下この号に お 1 て 同 ľ を加 え、 に (よる枯) 死 を (果 樹 \mathcal{O} 枯 死 に、 及び 揁 傷 を 又

は 損傷を伴う ŧ \mathcal{O} に限っ る。 _ に改め、 同項 第六号中 「第一号の」 を 第一 号に掲げる」 に改 め、 「による

農作物 0) 減 収 (てん菜その他政令で定める農作物にあつては、 農作 物 の減収 及び糖度の低下)」 及び 「によ

る 減 収 を削 り、 同項第七号中 調 節 を 「調節 に改 め、 以下 同 を削 り、 (以下」を

第四 |項第 号に お 1 て に 改 め、 同 条第二 項中 子 牛等 (前項第三号」を 「前項第二号」 に、 「胎児を 1

V. を 「胎児 (これらのうち」 に改め、 \neg 以下同じ」 を削 り、 共 、済規程 . の 느 を 事 業規程 (第百 七条

第一項に規定する共済事業を行う市町村にあつては、 共済事業の実施に関する条例。 第四 項におい て同じ。

で に改め、 「家畜共済」 \mathcal{O} 下に **年** . О 胎児にあつては、 死亡廃用共済に限る。 _ を加え、 同 項 に後

段として次のように加 え る。

場合に おいて、 牛の 胎児に係る共済事故は、 死亡とする。

「第一項第三号」を「第一項第二号」に改め、

同条第五項中 農作物、

「農業共済組

合

を

「共済事業」に、

 $\bigcup_{i=1}^{n}$

同

項

第四

「これを」を削り、

同条第四項中

一、

済規程」

を

事

業規程」

に改め、

第八十四条第三項中

号の 果樹 同 項第六号の」 を 「に掲げる農作物、 同 項第四号に掲げ つる果樹、 同 項第六号に掲げる」 に、 紅組

合員」 を 「組合員等」 に、 ものとする」を 事 業とする」 に改 め、 同 条を 第 九十八条とする。

第八十三条に見出しとして (共済事業の 種類)」 を付し、 同条第 項中 農業共済組合の行う 少共済・ 事 業

を 「共済事業 \mathcal{O} 種類」 に改め、 同項中第二号を削り、 第三号を第二号とし、 第四号から第七号までを一号

ず つ繰り上げ、 同 項の 次に次の一 項を加える。

家畜 共済 は 死亡 廃 用 共 済及び疾病傷害共済とする。

第八十三条を第九 十七条とし、 同 条 の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 農業共済事業

第三章に次の一節を加える。

第二節 農業共済責任保険事業

(都道府県連合会の保険事業)

第百六十四条 都道府県連合会は、 その組合員たる組合等が第九十七条第一項第一号及び第二号に掲げる共

済事 業によつてその 組合員等に対して負う共済責任を相互に保険する事業を行う。

都道府県連合会は 前項の規定による事業のほ か、 その組合員たる組合等が第九十七条第一項第三号か

ら第六号までに掲げる共済事業によつてその組合員等に対して負う共済責任を相互に保険する事業を行う

ことができる。

(保険関係の成立)

第百六十五条 都道府県連合会の組合員たる組合等とその組合員等との間に共済事業の共済関係が存すると

きは、 政令で定めるところにより、 当該都道府県連合会と当該組合等との間に、 当該共済事業に係る保険

事業の保険関係が存するものとする。

(保険金額等)

第百六十六条 前 条の 保 険関! 係に係る保険 金 一額、 保険料 及び保険 金に関し 必要な事項は、 政令で定める。

(保険金の支払とみなされる場合)

第百六十 ·七条 都道府! 県連合会の組合員たる組合等 の疾病傷害共済に付された家畜につき共済事故 が · 発生

た場合にお 7 て、 都 道 府 県連合会が 診 防療その 他 0 行為をし、 又はその 費用 を負担 したときは 当該 都 道 府

県連合会は、 当 該 診 療その 他 \mathcal{O} 行 為 に 要し た費用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 限度にお 1 て保険な 金を当該組合等に支払 . つ た ŧ \mathcal{O}

とみなす。

(通知義務)

第百六十八条 都道府場 県連合会の組合員は、 農林水産省令で定めるところにより、 定期に、 都道府! 県連合会

に対 Ļ 当 該 組 合員たる組合等とその組合員等との間に存する共済関係に関 L 必要な事 ず項を通り 知 し な け れ

ばならない。

前 !項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、 都道府県連合会の組合員は、 農林水産省令で定

めるところにより、 遅滞なく、 その旨を都道府県連合会に通 知 L なけ 'n ば ならない。

(損害防止の指導)

第百六十九 条 都道府県連合会の組合員は、 第百二十五条第一 項の管理その他損害防止に **つ** いて指導しなけ

ればならない。

(免責事由)

第百七 十条 次 \mathcal{O} 場合には、 都道府県連合会は、 保険金の全部又は 部につき、 その支払の責任を免れるこ

とができる。

組合員が

法令又は事業規程等に違反して共済金を支払つたとき。

二 組合員が損害額を不当に認定して共済金を支払つたとき。

三 組 合員が 事業規程等に違反して共済関係を成立させ、 又は消滅させなかつたとき。

兀 組 合員が第百六十八条の規定による通知を怠り、 又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知を

したとき。

五. 組合員が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。

六 組合員が前条の規定による指導を怠つたとき。

七 組合員が 第百七十二条にお いて準用する第百二十六条の規定による指 示に従わ なか

八 組合員が第百七十二条において準用する第百三十条 (第一号を除く。) の規定による通知を怠り、 又

は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(審査の申立て)

第百七十 条 都道府県連合会の組合員は、 保険に関する事項について不服があるときは、 都道府県農業共

済保険審査会に審査を申し立てることができる。

前 関項の審点 査 の申立ては、 時効の中断に関しては、 これを裁判上の請求とみなす。

(準用)

第百七十二条 都道府県連合会の保険事業には、 第百十八条第一項及び第二項、 第百十九条から第百二十一

条まで、 第百二十六条から第百二十 九条まで、 第百三十条 (第一号を除く。)、 第百三十一条並びに第百

三十二条第三項並びに保険法第六条及び第十一 条の規定を準用する。

(全国連合会の保険事業等)

第百七十三条 全国連合会は、 次に掲げる事業を行うことができる。

特定 組 合が 第九十七 条第 項第六号に掲げ る共済事業によつてその組合員に対して負う共済責任 · を相

互に保険する事業

特定組合が第百六十三条第一項の規定による事業によつて同項の農業協同組合又は農業協同組合連合

会に対して負う共済責任を相互に保険する事業

 \equiv

都道府県連合会が第百六十三条第二項

の規定による事業によつて同項

の農業共済組合、

共済資格者又

は農業協 同 組 合若、 しくは農業協 同 組 合連合会に対して負う共 済責任 を相 互 一に保険 ずす Ź 事 業

項第六号に掲げる共済事業に係る保険事業によつてその組合員たる

農業共済組合に対して負う保険責任を相互に再保険する事業

(準用)

兀

都道

府県連合会が第九十七条第一

第百七十四条 前条各号に掲げる事業には、 第百十八条第一 項及び第二項、 第百十九条、 第百二十条、 第百

二十六条、 第百二十七条、 第百二十九条、 第百三十条 (第 一 号を除く。) 第百三十一条第一項、 第百三

十二条第三項並びに第百六十八条から第百七十条まで並びに保険法第六条及び第十一条の規定を準用する。

第二章第五節を次のように改める。

第五節 特定合併及び事業譲渡

(特定合併)

第九十一 条 全国連合会と特定組合とは、 合併を行うことができる。

全国

連合会と都道府県連合会及びその組合員たる全ての農業共済組合とは、

合併を行うことができる。

前二項の場合にお いて、 合併後存続する法人は、 全国連合会とする。

第九十二条 前条第 項又は 第二項 \mathcal{O} 合併 (以 下 「特定合併」 という。 0) 際 現に存する特定組合と政 府と

 \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 保険関係又は都道府県連合会と政府との 間 0 再保険関係については、 当該保険関 係 又は再保 険 関係

に係る共済責任 期間 (家畜共済に係るものにあつては、 共済掛 金期間) が終了するまでの間は、 全国 連合

会を当該特定 組 合又は都道府県連合会とみなして、 この法律の 規定を適用する。

第九十三条 特定合併に つい ては、 第六十条、 第六十五条第 項、 第六十七条から第六十九条まで、 第七十

条及び第七十二条の規定を準用する。 この場合において、 これらの規定中 「農業共済組合」とある のは

農業共済団体」 と読み替えるものとする。

事 業譲 渡

第 九 十四条 農業共済組合は、 共済事 業 の全部又は 部を全国連合会に譲り渡すことができる。

全国 連合会は、 農業共済組合から共済事 業の全部又は 部を譲り受けることができる。

前二項の規定による共済事業の全部又は 部の譲渡し又は譲受け (以下「事業譲渡」という。) につい

第六十条及び第六十七条から第六十九条までの規定を準用する。この場合において、

これらの

規定

中 「農業共済 組 合 とあるの は、 農業共済団体」 と読み替えるものとする。

(共 済 事 業 0 効率 化

ては、

第九十五 条 農業共済団体 は、 共済事業の効率化を図るため、 相互に連携し、 合併の推進その他共済事業の

実施 体制 の改善に努めるものとする。

(政令への委任

第九十六条 この 節に規定するものの ほ か、 農業共 済団体が特定合併又は事業譲渡をした場合にお ける共済

関係、 保険関係 又は再保険関係 に係 る経過措置その 他特定合併又は事業譲 酸渡に関 L 必要な事 項は、 政令で

定める。

第五十八条の五に見出しとして 「 (検査役の選任) 」を付し、 同条第二項中 「前二条の規定は、 を削り

「ついて」 0) 下に 「は、 前二条 の規定を」 を加え、 第二章第四節 中 同条を第九十条とする。

第五十八条 Ď 四に見出しとして \neg (裁判所の選任する清算人の報酬) を付し、 同条中 「第五十四条の二

を 「第七十六条」に改め、 同条を第八十九条とする。

第五十八条の三に見出しとして「

(不服申立ての制

限)

を付し、

同条を第八十八条とする。

第五十八条の二に見出しとして _ (解散及び清算 の監督等に関する事件の管轄) を付し、 同条を第八十

七条とする。

第五十八条に見出しとして (清算結了の届出)」を付し、 同条を第八十六条とする。

第五十七条に見出しとして「 (決算報告書)」を付し、 同条中 「終つた」を 「終わつた」に、 「遅滞なく

を 「遅滞なく、 に改め、 同条を第八十五条とする。

第五 十六条の二に見出しとして「(裁判所による監督)」 を付し、 同条を第八十四条とする。

第五 十六条を削る。

第五十五条の四に見出しとして (清算中の農業共済団体についての破算手続の開始) 」 を付し、 同条を

第八十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(残余財産の帰属)

第八十三条 解散 L た農業共済団体 の残余財産は、 合併及び 破産手 続開始 0 決定による解散の 場合を除くほ

か、 第八十六条の規定による届出 の時において、 定款で指定した農業共済団体に帰属する。

前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(期間

経

過

後

の債

権

の申

出

_

を付し、

同条を第八十一条とする。

第五

十五条の三に見出しとして

第五 十 五 条 の二に見出しとして (債権 \mathcal{O} 申出 \mathcal{O} 催告等) を付し、 同条第 項中 「二箇月」を「二月」

に改め、同条を第八十条とする。

第五 十五条に見出しとして「(清算人の財産調査義務)」 を付し、 同条を第七十九条とする。

第五 十四条の 兀 に見出しとして _ (清算人の 職務及び権限)」 を付し、 同条を第七十八条とする。

第五 十四条の三に見出しとして (清算· 人の 解任) _ を付 Ĺ 同条を第七十七条とする。

第五 十四条の二に見出しとして 「(裁判所による清算人の選任)」 を付し、 同条を第七十六条とする。

第五 十四条に見出しとして「 (清算人の就任) を付し、 同条中 「第四十六条第四項」 を 「第六十五条第

四項」に改め、同条を第七十五条とする。

第五 十三 条 の三に見出 しとして (清算中の農業共済団体 の能力) を付 Ļ 同条中 「なお」 を なお

」に改め、同条を第七十四条とする。

第五十三条の二に見出しとして「(特定組合による権利義務の承継) を付し、 同条第一 項中 「農業共済

組 合連合会」 を 「都道府県連合会」に、 「他に」 を 「ほかに」 に、 「又は」 を $\overline{\ }$ 又は」に、 「すべて」 を

「全て」に、 「次項」 を 「以下この条」 に改め、 同 条第二項中 農 業共 済組 合連合会」 を 「都 道 府 県 連合会

に改め、 同 条第三項中 第十 五. 条第三項 及び第十六条第四 項 を 「第二十条第三項及び 第二十 条 第 項

に、 農業共済組合連合会」 を 都 道 府県連合会」 に改め、 同 条第四 項中 農業共済組合連合会」 を 都

道 府県連合会」 に、 「特定組合」を 「特定組合」」 に改め、 同 条第五項中 「農業共済組合連合会」 を 都

道府県連合会」に改め、同条を第七十三条とする。

第五 十三条に · 見出· しとして 「(合併に よる権 利 義 務 \mathcal{O} 承 継) を付し、 同条中 因 「つて」 を 「よつて」に

「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第七十二条とする。

第五十二条に見出しとして「(合併の時期)」を付し、 同条中 「因つて」を「よつて」に改め、 「第六十

四条に規定する」を削り、同条を第七十一条とする。

第五 十 条 第 項中 「定款 及び共済規程」 を 「定款等」 に改め、 同条第二項を次のように改める。

前 項 (T) 規定による役員のうち理事 の選任には、 第三十七条第十一 項本文の規定を準用する。

第五十一条第三項中 「第四十四条の二」 を「第六十条」に改め、 同条を第七十条とし、 第五十条を第六十

九条とする。

第四十九条第二 一項中 「且つ」 を カ .. つ _ に改め、 同条第三項中 箇月」 を 一月 に改め、 同条を第六

十八条とする。

第四十八条第三項中 「第二十五条及び第二十六条」を「第三十一条及び第三十二条」に改め、 同条を第六

十七条とし、 同条の前に見出しとして「(合併の手続)」を付する。

第四十七条に見出しとして (解散による共済関係等の終了)」を付し、 同条を第六十六条とする。

第四 十六条に 見出しとして (解散事 曲 を付 į 同 条第 一項第二号中「合併」の下に「(合併により

当該農業共済組合が消滅する場合に限る。 を加え、 同項第四号中 「第百四十二条の六第三項」を

組 百 合連合会」 十二条第三項」 を 「都道· に改め、 府 県連合会」 同条第三項中 に、 「第五· 「第二十六条」 十三条の二第二項」 を「第三十二条」に改め、 を 「第七十三条第二項」 同条第四 |項中 に 改 め、 「農業共済 同 条 を

第六十五条とする。

第四 + 五条に見出しとして (総代会) 」を付し、 同条第一 項 中 ては、 定款の」 を 「及び全国連合会は

農林水産省令で定める基準に従い定款で」に改め、 同条第三項中 「農業共済組 合 を 「当該農業共済組 合又

は 全国 連合会」 に改め、 同 条第四百 項中 「第三十 一条第三項」 を 「第三十七条第三項」 に、 「第三十二条及び

次 第四 の三条を加 + 条」 を える。 「第三十八条及び第五 十四 · 条] に改め、 第二章第三節中同条を第六十一条とし、

(区分経理)

第六十二条 農業共済団体は、 その会計を農林水産省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。

(責任準備金の積立て)

第六十三条 農業 共 済 寸 体 は、 毎事業年 度の 終 わ り ĺ お 1 て存する共済責任 又は保険責任につき、 農林 水産

省令で定めるところにより、 責任準備 備金を積み立てなければ ならない。

同

条の

次に

準 備金の積立て)

第六十四条 農業共済団体は、 不足金 の補塡に備えるため、 農林水産省令で定めるところにより、 毎事業年

度 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 剰 余 金 \mathcal{O} 中 か 5 準 備 金を 積 み立て なけ れ ば ならな

第四 十 四条の二に見出しとして (特別の 議決)」を付し、 同条を第六十条とする。

第四 1項中 「第三十八条第三項」 を 「第五十一条第三項」 に改め、 同条を第五十九条とする。

第四

一十四条に見出しとして「(総会の議事)」を付し、

同条第一項中

「定の」を「定めの」

に改め、

同条

第四十三条に見出しとして

(総会の議決事項)

を付し、

同条第

項 第

号中

「定款」

を

「定款等」

に

改め、 同 項中 第二号を削 り、 第三号を第二号とし、 第四号を第三号とし、 同 · 条第二 項中 「定款 又は 共 済規 程

若しくは保険 規程」を 「定款等」 に改り め、 同条第三項中 「第二十五条及び第二十六条」を 「第三十 条及び

第三十二条」に改め、 同条第四項中 「定款又は共済規程若しくは保険規程」を 「定款等」に改め、 同条を第

五. 十八条とし、 第四十二条の三を第五十七条とする。

第四 一十二条 の 二 第一 項中 「行なわせる」 を 「行わせる」に改め、 同条を第五十六条とし、 同条の前に見出

しとして「(参事)」 を付する。

第四十二条に見出しとして (準用)」を付し、 同条を第五十五条とする。

第四十一 条に 見出しとして (役員 の改選の請 求 _ を付 Ĺ 同 条第 項中 「因り」を 「より」 に改め、

同 条第二項 ただし 書中 定款又は共済規程若 しくは 保険規 程」 を 「又は定款等」 に改 め、 同 条第 匹 項 中

且つ」を「かつ」に改め、同条を第五十四条とする。

第四

一条に見出しとして「(決算関係書類の提出、

備付け及び閲覧)

」を付し、

同条第一項中「且つ」を

カ に改め、 同条第二項中 「掲げる」を 「規定する」に改め、 同条第三項中 「掲げる」 を 「規定する」

に、 「添附 L なけ れば」 を 「添 付 しなければ」 に改め、 同 条を第五十三条とする。

第三十九条に見出しとして「 (定款そ 0 他 \mathcal{O} 書 類 \mathcal{O} 備 付 け 及び閲覧) を 付 同 条第 項中 「定款、 共

済規程又は保険 規程」 を 「定款等」に、 「の定める」 を「で定める」に改め、 同条第二項中 「掲げる」を

規定する」に改め、同条を第五十二条とする。

第三十八条に見出しとして (組合員に対する通知又は催告) を付し、 同条第 一項中 「あてる」を「宛

てる」 に改め、 同 条を第五十一条とし、 第三十七条を第五十条とする。

第三十六条第一項中「また」を削り、同条を第四十九条とする。

第三十五条第二項中 「何時でも」を「いつでも」に改め、 同条を第四十八条とし、 同条の前に見出しとし

て「(総会の招集)」を付する。

第三十四条 の二に見出しとして (監事の職務) を付し、 同条第三号中 「定款」 を 「定款等」 に改め、

同条を第四十七条とする。

第三十四条に見出しとして「(理事の自己契約等の禁止)」を付し、 同条中「また」を削り、 同条を第四

十六条とする。

第三十三条の六に見出しとして 「(仮理事)」を付し、 同条を第四十五条とする。

第三十三条の五 に見出しとして \neg (理事の代理行為の委任)」を付し、 同条を第四十四条とする。

第三十三条の四に見出しとして (理事 の代表権 の制限)」 を付し、 同条を第四十三条とする。

第三十三条の三に見出しとして「(代表)」を付し、 同条中「すべて」を「全て」に改め、 同条を第四十

二条とする。

第三十三条の二に見出しとして「(業務の決定)」 を付し、 同条を第四十一条とする。

第三十三条に見出しとして「(役員の兼職禁止)」 を付し、 同条中 「相兼ねては」 を「兼ねては」 に改め

、同条を第四十条とする。

第三十二条の二に見出 しとして \neg (役員 (の忠実義務) _ を付し、 同条第一 項中 「定款、 共済規程 又は 保険

ずる」 規 程」 を を 定 「責任を負う」に、 款 等 に改 め、 同 「第四十条第一 条第 二項中 「責に任ずる」 項に掲げる」 を を 「第五十三条第一 「責任を負う」 に 改 項に規定す め、 同 条 Ś 第三 に改 項 中 め、 責 E 「ま 任

た」を削り、同条を第三十九条とする。

第三十二条に見出しとして 「(役員の任期) _ を付し、 同条第二項中 「場合は」を 「場合にあつては、」

に改 め、 同 項ただし書中 「但し」を「ただし」 に改め、 同 条第三項中 「第三十三条の六」 を 「第四 十五条_

に改め、同条を第三十八条とする。

第三十一条に見出しとして (役員 の定数及び選挙又は選任) を付い 同条第三項本文中 「定款 <u>گ</u> を

「定款で」に、 「は創立総会」 を「にあつては、 創立総会」 に改め、 同項ただし書中 「但し」を

に改め、 農業共済組 合 の 下 に 「又は全国連合会」 を加え、 「定款 (T) を 「定款で」 に改 め、 同 条第四 項

ただし 書中 「定款 0 を 「定款で」 に改 め、 同 条第 五 項中 「第十七 条第二項」 を 「第二十二条第二 一項又は 第

三項」 に改め、 同条第-+ · 項 中 「定款 *Ø* を 「定款で」 に、 「の役員は」 を 「の役員にあつては」 に改り め、 同

条第十一 項本文中 「農業共済組合連合会」 を 「都道府県連合会」に、 「組合等の組合員等で法人等でない ŧ

 \mathcal{O} 組合員 たる 組 合等 \mathcal{O} 組 合員等である法人等の業務を執行する」 を 「農業共 済 組 合 ... の __ に改 め、 職 旨 員

の 下 全国 連合会に あ って は 組 合員たる農業共済団 体 \mathcal{O} 役員 文は 組 合員 たる 個 人若 L < は 組 合員 た

る法人等 (農業共済団体を除く。 の業務を執行する役員」を加え、 同項ただし書中 「理事」 の 下 に $\overline{\mathcal{O}}$ 定

数 の少なくとも四分の三」を加え、 「組合等の組合員等で法人等でないもの、 同意者たる組合等の組 合員

である法人等の業務を執行する」を 「農業共 (済団体 \mathcal{O} に改め、 同 条を第三十七条とする。

第三十条に見出 しとして _ (事業規程) を付い Ļ 同 条第 項中 一共 済規 程」 を 事 業 規 程」 に、 $\bigcup_{i=1}^{n}$ 事

項」 を に 掲げ る 事 項 (第七号に掲げ る事 項に あつては、 第七 十三条第四 項 に 規定す る 特 定組 合に限 る。

に改め、 同項中 第六号を第八号とし、 第五号を第六号とし、 同号の次に次の一号を加える。

七 第百六十三条第一項の規定による事業に関する事項

第三十条第一項第四号の次に次の一号を加える。

五 業務の委託に関する事項

第三十条第二項中 「農業共 〉済組 合連合会は、 保険 規程」 を 「都道府県連合会は、 事業規 程」 に、 「次の」

を 「次に掲げる」に改め、 同項中第五号を第六号とし、 第四号の次に次の一号を加える。

五 第百六十三条第二項の規定による事業に関する事項

第三十条第三項 中 「模範 共 済規程 例又は 模範保証 険 規程例」 を 「模範事業規程 例 に改 め、 同条第二項の次

に次の一項を加える。

全国 [連合会は、 事業規程をもつて、 次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 共済事業に関する次に掲げる事項

1 共 済 事 業 \mathcal{O} 種 類別 \mathcal{O} 共済! 目 的 \mathcal{O} 種 類及び実 施 区 域に関する事項

ロ 第一項第二号から第六号までに掲げる事項

ハ 第百六十三条第三項の規定による事業に関する事項

二 第百七十三条各号に掲げる事業に関する事項

三 農業経営収入保険事業に関する次に掲げる事項

イ 前項第一号から第三号までに掲げる事項

ロ 第百七十五条第二項第二号に掲げる事業に関する事項

第百八十二条第一項の特約に関する事項

= 業務 \mathcal{O} 委託に関する事 項

兀 前三号に掲げるも $\overline{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} ほ か、 農林水産省令で定め る事項

第二章第二節中第三十条を第三十六条とする。

第二十九条に見出しとして「(定款)」を付し、 同条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、 同項第

六号中

「共済事業又は保険事業」

を「事業」に改め、

同条第二項中

「農業共済組合」

を

「農業共済

団

体

に

前 項の 事 項 \mathcal{O} 外 を 「前項各号に掲げる事項の ほ か に改め、 同条を第三十五条とする。

第二十八条に見出しとして「 (成 立 一の時 期 を付し、 同条中 「因つて」を「よつて」に改め、 同条を第

三十四条とする。

第二十七条に見出しとして「(理事への事務引渡し)」を付し、同条中 「第二十四条第一項」を 「第三十

条第一項」に、 「その」を「、 その」に改め、 同条を第三十三条とする。

第二十六条に見出しとして 「 (認) 可 7の期間) を付し、 同 条第一 項中 「第二十四条第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ を 「第三十

条第 項の規定による」に、 「二箇月」を「二月」に改め、 同条第二項中「第二十四条第一 項」 を

条第一 項」 に改め、 同条第三項中 「第二十四条第二項」を 「第三十条第二項」 に改め、 同条第五項中

十四条第 項」 を 「第三十条第 項」 に改め、 同 条を第三十二条とする。

第二十五 条に 見出しとして (認 可 0) 基準) を付 Ļ 同 条 中 「前条第 項 \hat{O} \mathcal{O} 下に 「規定による」 を

加え、 「定款、 共済規程若しくは保険規程」を 「定款等」 に改め、 同条を第三十一条とする。

「定款等」に改め、同条を第三十条とする。

第二十四条に見出しとして

(認可

の申請)

を付し、

同条第一項中

「定款、

共済規程又は保険規程」

を

第二十三条に見出しとして (創立総会) _ を付 į 同 条第 項中 「定款及び共済規程 又は保険規 程」 を

「定款等」 に改 め、 ただし書を削 り、 同 条第三項及び 第四 項中 「定款 及び共済規程 又は 保 険 規 程 を 「定 款

に改め、 同条第七項中 「第十七条第一項」 を「第二十二条第一項」に、 「第十八条第二項」を 「第二十

三条第二項」に、 「第十八条の二」 を「第二十四条」に、 「第二十三条第六項」を 「第二十九条第六項」 に

改め、同条を第二十九条とする。

第二十二条に 見出しとして「 (定款等作成委員の選任等) を付し、 同 条第 項中 「農業共済組 合 \bigcirc を

農業共済団体の」に、 「共済規程又は保険規程 <u>の</u> を 「事業規程 (以 下 「定款等」という。) の」に、

共済規程又は保険規程作成」 を 「事業規程作成」 に改め、 同条第二項中 「を下つては」 を 「以上でなければ

に 改め、 同 条第三項中 「以て」 を £ つて」 に改 め、 同 条を第二十八条とする。

条 に 見出しとして (設 立準 -備会) を付 Ļ 同 条 第 項中 予 め を 「あ 5 か でしめ」 に改り

同条を第二十七条とする。

第二十条に見出しとして「(発起人)」を付し、 同条中 「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に、

農業共済 組合連合会を設立しようとする二以上の組合等」 を 「同条第三項 の規 定によりその 組 合員たる資 格

第十 九 条 に見出 しとして _ (脱退) を付 同 条第 項 中 左 \mathcal{O} 事 由 に 因 つて」 を 「次に掲げ る 事 由 12

しようとするもの二以上」

に改め、

同

条を第二十六条とする。

を有する者で農業共済組

合連合会を設立

ょ 5つて」 に改め、 同項第二号中 「第八十五条の六第一 項の」 を 「第百七条第 項に規定す Ś に改 め、 同 条

号に掲げる事 第二項中 「は、 由 前 による 項 の事 ほ か 由に因る外」 に、 「第四· を 十七条第一 「又は第二十条第四項 項 を 「第六十六条第一項」に、 の規定による全国連合会の組合員 因 「つて」 を は 「よつて 前 項 各

に 改め、 同 項 ただし 書中 但 を 「ただし」に、 の定めるところにより」 を 「で定め る基準 に . 従 <u>\</u>

に、 「定を」 を 「定めを」 に改め、 同条第三項中「で、 前項但 書 を 「又は第二十条第四 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 による全

玉 連合会の組合員で、 前項ただし書」に改め、 「当該農業共済組合」 の 下 に 「又は全国連合会」 を加え、

定款 0 を 「定款で」 に改め、 第二章 第 一節 中 同 条を第二十五条とする。

第十 八条 の二に 見出 しとして \neg (議 決権 \mathcal{O} な 1 場合) を付 Ļ 同 条を第二十四 条とする。

第十八条第一 項中 「定款の」を 「定款で」 に、 「第三十八条第三項」 を 「第五十一 条第三項」 に改め、 同

条第二項中 「定款 (D) を 「定款で」に改め、 同条を第二十三条とする。

第十七

条第一

項 中

各

々

筃

を「各一個」

に改め、

「農業共済

組

合

の 下 に

「及び全国連合会」

を加え

同 1条第二 項 中 「農業共 済 組 合連合会」 を 都道 府県連合会」 に、 \neg 定 款 (T) を 「定款 で に改 め、 同 条

に次の一項を加える。

全国 連合会は、 第 項の 規定にか かわらず、 政令で定める基準に従い定款 で定めるところにより、 その

組 合員に対して、 当該 組合員たる第七十三条第四項に規定する特定組合 の組 合員の数又は当該組 合員、 たる

都道 府県連合会の 組 合員たる組 合等 0 組合員等の数に基づき、 二個以上の議 決権 並びに役員及び総代 . の 選

挙権を与えることができる。

第十七条を第二十二条とし、 同条の前に見出しとして \neg (議決権及び選挙権 を付する。

より」に、 に、 同 第十六条に見出しとして「(加入)」 · 条第 「すべて」 五. 項中 「当該 を 農業共済組合」を「これら」に、 農業共済組 「全て」 に、 合 は 「第八十五条 を を付し、 「農 業 の三第 共 済 同条第四項中 組 「申込」 合及びな 項」 を 全国 を 中 「第百二条第 「農業共済組合連合会」を 連合会は、 -込み」 に改め、 前 項」 条第 に改め、 同条第四 項 又 は 「都道府県連合会 項の 第 「ま 兀 次に た 項 \mathcal{O} 次 を 規 定に 削 0 n

項を加える。

府県連 全て、 全国 合会が 連合会が成立したときは、 当該全国 成 立したときは、 直連合な 会の 組合員となる。 当該 第七十三条第四項に規定する特定組 特 定組 合又は 全国連合会が成立 都 道 府県連合会についても、 した後に、 合及び都道府県連合会は、 同 項 に規定する特定組 同 様とする。 合又は その時 都道 に

第十六条第一 項から第三項 までを削 り、 同条を第二十一条とする。

号及び第三号か を 第十五条に見出しとして「(組合員たる資格) 「当該農業共済組 ら第七号までに掲げる者にあつては」 合が 行う次の各号に掲げる共済事 を付し、 及び 業 \mathcal{O} 同条第一 種 一、 類に応じ、 第八号に掲げ 項各号列記以外の部分中 当該各号に定める」 る者にあ つては に改 そ 「次に掲げる \mathcal{O} め 構 成 員 「第 \mathcal{O}

すべてが当該農業共済組

合の

区域内

に住所を有するもの」

を削り、

「ところにより」

を

「基準に従

\ \ \

に改

め、同項各号を次のように改める。

農作 :物共済 農作 物共済に お いて共済目的 の種類とされている農作物 につき耕作の業務を営む者

家畜 共 済 死亡 廃 用 共 済又は方 疾病 傷害共済に お 7 て共 済目 的 \mathcal{O} 種 類とされてい る家畜に つき養畜 \mathcal{O} 業

務を営む者

 \equiv 果樹: 共済 収穫共済又は樹体共済において共済目的の種類とされている果樹につき栽培の業務を営む

者

兀 畑 作 物 共済 畑作物: 共済にお 7 て共済目的 の種類とされてい る農作物 又は 香繭 につき栽培又は養 蚕 0

業務を営む者

五. 園芸: 施 設 共済 第九十八条第一 項第七号に規定する特定園芸施設を所有し、 又は管理する者で農業を

営むもの

六 任意共済 任意共済にお いて共済目的の種類とされている農作物の耕作若しくは栽培 の業務を営む者

又は当該 任 意共済に お 7 て共済目的 0 種類とされている農産物、 建物若 しくは農機具等を所有する者で

農業に従事するもの

第十五条第二項を次のように改める。

前 項第一号、 第三号又は 第四号に定 足める者 \mathcal{O} みが構成員となつて ζì 、る団: 体 (法人を除くものとし、 共済

掛 金 \mathcal{O} 分担 及 び 共 済 金 \mathcal{O} 配 分 \mathcal{O} 方 法 代表 者 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 農林 水産省令で定 め る 事 項 E 0 1 7 農 林 水 産 省 令 で

定め る基準 に 従 つた規約を定め てい るものに限 る。 以下 「農業共済資格団 体 という。) で、 そ \mathcal{O} 構 成 員

の全てが一の農業共済組合の 区域内 に住所を有するものについては、 当該農業共済資格団体を同 項 第 号

第三号 文は 第四号に定め る者で当該農業共済組 合の 区域内に住所を有する者と、 当該農業共済資 格 寸 体

第三号又は第四号に規定する業務を当該農業共済資格団体

みなして、この法律の規定を適用する。

 \mathcal{O}

構

成

員

が営

む

同

項

第

一号、

第十五 条第三項 中 当 該 農業共済 組 合連合会」 を 「都道府県連合会にあつては当該都道 府県連合会」 に改

め、 「組合等」 の 下 に トとし、 全国 連合会にあつては第七十三条第四項に規定する特定組合及び都道 府県連

合会」を加え、同条に次の二項を加える。

第百条第 項 から 第三項 ま での 規定に 、より 共 済事業を行う全国 連合会の 組 合員たる資格を有する者 は

前 項の 規定に ょ ŋ 組合員たる資格を有する者 $\overline{\mathcal{O}}$ ほ か、 当該全国連合会が行う第 一項各号に掲げる共済事 業

の業務とそれぞれ

の種 類に応じ、 当該各号に定める者で、 当該共済事業の実施区域内に住所を有するもの (農林水産省令で

定める基準に従い定款で定める者を除く。)とする。

前 項 \mathcal{O} 規 定 に より 同 項 0) 全国 連合会の 組合員たる資格を有する者につい ては、 第二項 の規定を準 甪 する

この 場合にお いて、 同項中 農業共済組合の区域」 とあるのは、 「共済事 業の実施区域」 と読み替える

ものとする。

第十五条を第二十条とする。

第十四条に見出しとして「(事務費の負担) 」を付し、 同条中 「政令の」 を 「政令で」に、 「組合等及び

農業共 済組 合連合会」 を 一農 業共済 団体及び第百七条第 項に規定する共済事業を行う市 町村」 に 改 め、 第

章中同条を第十九条とする。

第十三条の六に見出しとして「(準用)」を付し、 同条中 「第十三条の二から前条までの」を「第十二条

か ら前条までの 規定による」に、 「第十二条第四項及び第十三条の規定」を「第十条第四項及び第十一条 \mathcal{O}

規定 (前 条の規定 による負担 全にあ つては、 第十一条第二項の規定を除く。)」 に改め、 後段を削り、 同条

を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(特約補塡金に係る交付金の交付)

第十八条 玉 庫 は、 政令で定めるところにより、 全国連合会に対し、 第百八十二条第一 項第二 一号の特約 補塡

金の交付に要する費用に充てるため、交付金を交付する。

第十三条の 五. に見出しとして「(園芸施設共済の共済掛金の負担)」を付し、 同条を第十五条とし、

同条

の次に次の一条を加える。

(農業経営収入保険の保険料の負担)

第十六条 国 庫 は、 農業経営収 入保険に ・つき、 被保険者の支払うべき保険料のうち、 当該被保険者 に係る保

険 金額 に、 当該 被保証 険者 に係る第百 八十条第 項 \mathcal{O} 基準保険料率を乗じて得た金額 の二分の一に 相当する

金額を負担する。

第十三条の四を削る。

第十三条の三に見出しとして「(果樹共済の共済掛金の負担) _ を付し、 同条第 項中 収 穫共済につき

第百二十条の六 第一 項 第 号 の 収 穫 共 済の 共済! 目 的 \mathcal{O} 種類等ごと及び第百二十条の 七 第 項 \mathcal{O} 収 穫 共 済 \mathcal{O}

共済事 故等による種別ごと」 を 「果樹共済につき、 収穫共済にあつては第百四 十八 条第 項に 規定す る収 穫

共済 の共済目的 の種類ごとに、 樹体共済にあつては同条第六項に規定する樹体共済の共済目的の種

に、 次 \mathcal{O} 各号 O区分により当該各号に掲げる率」 を 「当該 組 合員等に係る第百四 干 九 条第 項 \mathcal{O} 基 準 共 済

掛 金 率」 に 改 め、 同 項 各号及び 同 条第 項 を 削 り、 同 条を第十三条とし、 同 条 0) 次に 次 \mathcal{O} 条を加 える。

(畑作物共済の共済掛金の負担)

第 十四四 条 玉 庫 は 畑作 物 共済につき、 第百五十三条第一 項に規定する共済目的の種類ごとに、 組合員等の

支払うべき共済掛金のうち、 当該 組 合員等に係る共済金額 に、 当該 組 合員等に係る第百 五. 十四四 条第 項 \mathcal{O}

基準 **一共済掛** 金率を乗じて得た金額の 百分の 五. 十五 (蚕繭に係るものにあつては、二分の一) に相当する金

額を負担する。

附則

(施行期日)

第 条 この 法 律 は、 平成三十年四月一 日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定

める日から施行する。

附則第三条、 第四条及び第二十五条の 規定 公 布 \mathcal{O} 日 (次号にお いて 「公布日」 という。

附則第二十三条の規定 民法の一 部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 伞

成二十九年法 律第 号) \mathcal{O} 公 布 \mathcal{O} 日 又は 公布 日 の 1 ず ħ カン 遅 (V)

日

(登記に関する経過措置)

第二条 この 法 律 :の施! 行 前にしたこの法律による改正 前の農業災害補償法 (以 下 「旧法」という。) 0) 規定

による登記に係る処分、 手続その他の行為は、 この法律による改正後の農業保険法 (以 下 「新法」 という

第七条第 項のに 規定に基づく政令の相当規定によりしたものとみなす。

2 旧 法第 七 一条の 規定 による登記 簿 は 新法第七条第 項の規定に基づく政令の相当規定による登記簿と

みなす。

(全国連合会の設立に関する経過措置)

第三条 新法第十条第 項に規定する全国連合会(以下この条において 「全国連合会」という。) の発起人

になろうとする者は、 この法律の施 行 の 日 (以 下 「施行日」 という。) 前に おいても、 新法第二 一章

十条か ら第三十二条までを除く。 0) 規定 \mathcal{O} 例に により、 定款及び事業規程 の作成、 創立 一総会の 開催 その 他

全国連合会の設立に必要な行為をすることができる。

2 全国 連合会の発起人は、 施行日前 においても、 新法第三十条から第三十二条までの規定 の例により、 全

玉 連合会の 設立 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請 を 農 林 水 産 大臣 \mathcal{O} 認可を受けることができる。 この場合に お 1 て、 認 可

 \mathcal{O} 効 分 は 施 行 日 カゝ 5 生ず るものとする

(農業共済 組 合 \mathcal{O} 設立又は合併に関す る経 過 措 置

第四条 その設立又は合併の 日 「が施 行 日 以後である農業共済組合の設立又は合併をしようとする場合にお

て、 施行 日 前 に当該設立又は合併に 必要な行為を行うときは、 旧法第二十二条第一 項、 第二十三条、 第二

十四四 · 条 第 項 第二十五条、 第三十条第一 項、 第三十一条第十一 項ただし書及び 第 五. + -条第二 項 \mathcal{O} 規定

に か か わ らず、 新法 第二十八条第 項、 第二十 九 条、 第三十条第 項、 第三十一条、 第三十六条第 項

第三十七条第十 一項ただし書及び第七十条第二 項 0 規定の 例によりこれを行わなけ ればならない。

(共済規程及び保険規程 に関 する経過措 置

第五 条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現に 旧 法 第二章第二節 の規定により定められて 7 る農業共済 組 合の 共済規程及

び農 業共 済 組 合 1連合 会 \mathcal{O} 保 険規 程 は 新 法 第 一章第 節の 規定により定めら れた事業規程とみなす。

(農業共済 組 合連合会 の役員に関す る経過 措 置

第六条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 の際 現に存する農業共済組 合連合会につい 7 は、 新法第三十七条第 + 項 本 文の 規

定 は 施 行 日 以 後 最 初 に 招 集され る 通 常総 会 \mathcal{O} 終 了 \mathcal{O} 時 か 5 適 用 し、 当該 通 常総会 \mathcal{O} 終 了 前 は、 な お 従 前

の例による。

(農作物共済に関する経過措置)

第七 条 農 作 物 共 済 \mathcal{O} 共 済 関 係、 当 該 共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関 係 に . 関 する

新 法 \mathcal{O} 規 定 は 平 成三十 年 產 \mathcal{O} 農 作 物に 係 る農 作 物 共 済 \mathcal{O} 共済 関 係 当該 共済関 係に 係 る 保 険 関 係 及 75

当該 保 険 関 係 に 係 る 再保 険 関 係 か 5 適 用す るも \mathcal{O} とし、 平 成 三十 年 以 前 \mathcal{O} 年 産 $\overline{\mathcal{O}}$ 農 作 物 に 係 る農 作 物 共 済

 \mathcal{O} 共 済 関 係 当 該 共 済 関 係 に 係 る 保 険 関 係 及び 当 該保 険 関 係 に 係 る 再 保 険 関 係 に 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例

による。

(家畜共済に関する経過措置)

第 八条 家 畜 共 済 \mathcal{O} 共 済 関 係、 当該 共 済 関係に係る保険 関 係 及び当 該保証 険関! 係に係る再保 険関 係 に 関 はする新

法 \mathcal{O} 規 定 は、 亚 -成三十 年 月 日 以 後に 共 済 責 任 が 始ま る 死 亡 廃 用 共 済 及 び 疾 病 傷 害 共 済 \mathcal{O} 共 済 関 係

当該 以共済! 関 係 に 係 る保 険 関 係 並 び に当 該 保 険 関 係 に 係 る 再 保 険 関 係 か ら適 用 す Ź ŧ \mathcal{O} とし、 同 日 前 に 共 済

責任 共 1 済 7 しは、 目 が始まる家畜共済 的 平 たる家畜 成三十年十二月三十 が 死 亡 の共済関 廃 用 共 係、 済 日 又 当該 は \mathcal{O} 疾病 属 す 共済関係に係る保険関係及び当該保 傷 る共 害 共 済 済に 掛 金 付 期 間 さ れ \mathcal{O} 満 たときは 了 \mathcal{O} 時 (そ 当該 \mathcal{O} 家畜 時 険 関 ま 係に係 で に に当 0 1 該 7 る再保険関係 は 共 済 関 そ 係 \mathcal{O} 共 に 12 係 済 0 る 責

任 が 始 ま る 時) まで は な お 従 前 \mathcal{O} 例 によ る。

(果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に関する経過措

第 九 条 果樹 共済 畑 作 物 共 済 及び 慰芸 施設 共 済 \mathcal{O} 共済関 係、 当 該 以共済関 係に係る保険関 係 並 び に当該 保険

置

5 \mathcal{O} 共 済 事 業 \mathcal{O} 共 済 関 係 当 該 共 済 関 係 に 係 る 保 険 関 係 及 び 当 該 保 険 関 係 に 係 る 再 保 険 関 係 カ 5 適 用 す る

関

係

に

係

る

再

保

険

関

係

に

. 関

す

える新

法

 \mathcal{O}

規定

は、

平

成三十一

年

月

日

以

後

に

共

済

責

任

期

間

が

開

始

す

るこ

れ

Ł \mathcal{O} 同 日 前 12 共 済 責 任 期 間 が 開 始す るこれ . ら \mathcal{O} 共 済 事 業 \mathcal{O} 共済 関 係 当該 以共済関2 係 に · 係 る保 険 関 係

及び当該保険関 係に係る再保険 関 係 に つい ては、 なお 従 前 \mathcal{O} 例 に よる。

(共 済 掛掛 金 及 び 保険 料 \mathcal{O} 払 戻 に 関 ける経 過 措 置

第十 · 条 農業共 済 組 合 又 は 新 法 第 百 七 条第 項に 規 定 でする共 済 事 業を行る う市 町 村 は、 平 成三十三年三月三十

日 まで に 共 済 責任 期 間 (家畜: |共済 ĬΞ あ 0 て は、 共済 掛 金期 間 \mathcal{O} 満 了する共済事 · 業 \mathcal{O} 共済 翼 係 に 係 る共

金について、 平成三十四年三月三十一日までの間に限り、 旧法第百二条の規定の例により、 その 部

を払い戻すことができる。

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 は 同 項 に規 定する共済関 民係に係る る新 法第十 条第二項 に規定する都道 府 県 連 合会 附 則 第

十二条にお į١ 7 都 道 府 県連合会」という。 の保 険事 業の保証 険 関係 に係る保険 例料 につ *(*) 7 準 甪 す

(農業経営収入保険に関する経過措置)

第十一 条 農業経営収 入保険 \mathcal{O} 保険関 係及び当該保険関係に係る再保険関係 に関する新法の規定は、 平 成三

+ 年 月 日 以 後 に保 険 期 間 が 開 始 する農業経営収入保 険 \mathcal{O} 保 険 関 係及び当該保険関 係に係る再保 険 関

係から適用する。

独 <u>\frac{1}{12}</u> 行 政法 人 農林 漁 業信 用 基金に対してされた出資に関する経過措 置

第十二条 施行 日 前 に政 府、 農業共 済組 合連合会及び旧法第五 十三条の二第四 項に規定する特定組 合 か 5 独

立 一行 政 法 人農林漁業 信 用基金に対 L 旧 法第百四十二条の十二第一 項の農業災 害補償関係資 金に充てるべ

ŧ 0 として示 して出資 つされ · た額 E 相 当する額は それぞれ、 政 府、 都道 府 県 連合会及び 新法第七 十三条第

頃に 規 定す る特定組 合か 5 独 立行 政法 人農林漁業信息 用基 金 一に対 L 新 法第二百十八条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 農業保 険 関

兀

係資金に充てるべきものとして示して出資されたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 施 行 日 前 に L た行為及びこの 附則の規定により な お従前 \mathcal{O} 例によることとされる場合におけ る施

行日以後にし た行為に対す うる罰則の の適用については、 なお従前 の例による。

(検討)

第十四 _ 条 政府は、 この法律の施行後五年を目途として、 新法 の施行状況その他の事情を勘案し、 農業経営

収入保険事業その 他の農業保険 \mathcal{O} 制 度 の在り方等について検討を加え、 必要があると認めるときは、 その

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十五条 地方自 1治法 (昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別 表第一農業災害補償法 (昭和二十二年法律第百八十五号) 0) 項中 「農業災害補償法」 を 「農業保険法

に、 「第八十五条第四 項 (第八十 五 条の 七 に お į, て準 用する場合を含む。)、 第百三十一条第 項及び

第百四十三条の二第二項」 を 「第百七十一 条第一項及び第二百二十二条第二項」 に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十六条 租税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六号)の一 部を次のように改正する。

第二十五条第三項 中 「農業災害補 償法 (昭和二十二年法律第百八十五号) 第百十 条第 項 に 規 定する

肉用牛等及び乳牛の 雌等 (政令で定めるものを除く。)」 を「次に掲げる牛以外の牛」 に改め、 同項に次

の各号を加える。

一種雄牛

一 乳牛の雌のうち子牛の生産の用に供されたもの

第六十七条の三第二項中 「農業災害補償法第百 十 条 第 項に規定する肉 用牛等 及び 乳牛 - の雌等 (政令

で定めるものを除く。 を 「次に掲げる牛以外の牛」 に改め、 同項に次の各号を加える。

一種雄牛

二 乳牛の雌のうち子牛の生産の用に供されたもの

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置

第十七条 前条 \mathcal{O} 対規定に、 よる改正後 0 租税特別措置法 (次項に お V て 新 租税特別措置法」という。)

+ 五 条 の規定 は、 平成三十年分以後 の所得税について適用 Ļ 平成二十九年分以前 の所得税については、

なお従前の例による。

2 新 租 税 特 別 措 置法 第 六 + Ė 条の三及び第六十八 条の 百 の規定 は、 法 人 0 施 行 日 以 後に終了す る 事 業 年

度 法 人税法 (昭 和和 兀 十年 法律第三十四号) 第十三条及び第十四 条に規定す る事 、業年度をい う。 以 下 この

項に お 7 、 て 同 ľ 分の法人税及び連結親法人 (法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親 法 人

をいう。 以下この項にお いて同じ ľ, 又は当該連結親法人による連結完全支配関係 (法 人税法第二条第十

二号の七 \mathcal{O} 七 に 規定する る連結完全支配 関係 をい う。 以下この項 に お いて同 ľ に あ る連結子法 人 (法人

税法第二 条第十二号の 七 にこ 規定す る 連 結子 法 人を ζ`\ . う。 以下この 項に お 1 て同 ľ \mathcal{O} 施 行 日 以 後 に · 終了

する連 結事業年 度 (法 人税法 第 + 五. 条 の二に 規定する連結事 業年 度をいう。 以下この項 に お いて 同 じ。)

分の 法人税について適用 し、 法 人の 施 行日前に終了した事業年度分の法 人税 及び連結親 法 人又は当 該 連 結

親法 人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税につい 7

は、なお従前の例による。

(所得税法等の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中 「農業災害補償法」 を 「農業保険法」 に改める。

- 所得税法 (昭和四十年法律第三十三号) 別表第 農業共済組合及び農業共済組 合連合会の項
- 法 人税法 別 表第二農業共済組合及び農業共済組 合連合会 \mathcal{O} 項
- \equiv 消費税法 (昭和六十三年法律第百八号) 別表第三第一号の表農業共済組合及び農業共済組合連合会の

項

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 登録 免許税法 (昭 和四十二年法律第三十五号) の 一 部を次のように改正する。

別表第三の二十三の項 \mathcal{O} 第一 欄 中 「農業災害補 遺強」 を 「農業保険 法 に 改 め、 同 項 \mathcal{O} 第三欄 0) 第

中 「農業災害補償法第九十八条の二 (損害認定の準 則 (同法第百三十二条第一 項 準 用 規定) を 「農

業保険法第百三十一 条第一項 (損害認定) (同法第百七十二条 (準用)、 第百七十四条 (準用) 及び第百

八十七条(準用)」に改める。

(独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正)

第二十条 独立 一行政法-人農林漁業信用基金法 (平成十四年法律第百二十八号) ∅– 部を次のように改正する。

第三条第二項中 「農業災害補償法」 を「農業保険法」 に、 「保険事業等に係る保険金等の支払」 を 「 共

済事業等に係る共済金等の支払等」に改める。

第十一 条 の 二 一第 項中 「農業災害補 償関 係業務」 を 「農業保 険関係業務」 に改 いめる。

第十二条第二項中 「農業災害補償法」 を 「農業保険法」に、 「第百四十二条の八」を「第二百十四条」

に、 「農業災害補償関係業務」 を 「農業保険関係業務」に改める。

「農業災害補償関係業務」

を

「農業保険関係業務」

に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二十四条第一項中

第二十一 条 特別会計 に関す る法律 伞 成十九年法律第二十三号)の一 部を次 のように改正する。

第百二十四条第一 項 中 「農業共済再保険事業等」 を 「農業再保険事業等」 に改め、 同 条第 兀 項中 「農業

共済再保険事業等」 を 「農業再保険事業等」 に、 「農業災害補償法」 を 「農業保険法」に、 「第百 三十四

条」 を 「第百 九十二条及び第二百五条」に、 「及び同法第百四十一 条の四」 を 「並びに同法第二百一条」

に改める。

第百二十六条中 「農業共済再保険勘定」 を 「農業再保険勘定」 に改める。

改 保険 号 三条 済再 イ 中 め 第百一 法 保険 及 第 同 び 二十七条第三項中 農業 第二 号 百 事業等」 九 口 十三条及び第二百六条」 共 中 百六条」 (済再 「農業災害補償法第十三条 を 保 「農業 に、 険 事 「農業共済再保険 業等」 再保 及 険 び 事 を 同 業等」 法 に、 農業 第百 以 勘 定 」 再保 に、 兀 同 「及び同法第百 + 険 法第十三条 事 を 条 農業災害補 業等」 \mathcal{O} 「農業再保険 六 の六」 匹 に、 を + 償 並 法第 を 条 為一定」 農業災害 び の七」 に同 百三十六条」 「農業保 に改 法 を 補 第二百二条」 ·險法第· め、 償法第百三十七 並 び を 同 に同 項第一 + 一農 業 条 法第二百二条」 に 号イ中 改 保 (同 条」 め、 険 法第 法 を 第 同 「農業共 + 項 百 農 七 第二 九 に 業 条 +

農 業 に 共 改 済 8 再 保 同 号 険 勘 ハ 定 中 農業: を 農業 共 済 再保 再 保 険 険 勘 事業等」 定 に 改 を め、 農 業 同 項第二号 再 保 険 事 業等」 1 中 「農業 に 改 共 め 済 再 同 条第六 保 険 事 業 項 第 等 を 号 ノヽ 農 中 業

再保

険

事

業等」

に改

8

る。

中 再保 項」 第百二十九条第三 農業共 険 に、 事 業等」 済再保険 「第十三条 を 項 農業再 事業等」 中 *の* 二 「農業共済再保険勘定」 保 か を 5 <u>険</u> の第十三 事 「農業 業等」 条 再保 \mathcal{O} に、 険 五. 事 ま 「農業災 業等」 で を を 「農業再保険 八害補 に 「第十二条から第十六条まで」 改め 償 る。 法 第十二条第 一勘定」 に改 め、 項 同 を 項第一 農 に改 業 め、 保険 号中 法 同 「農業共済 項第二 第 + 条第

第百三十条第二項中 「農業共済再保険勘定」 を 「農業再保険勘定」 に改める。

第百三十四条第一 項中 「農業共済再保険 為勘定、 を 「農業再保 険 人勘定、 に改め、 同 項 第一 号中 「農業

共済再保 険 勘 定 を 「農業 不再保険: 勘 定 に、 「農業共 (済再保) 険 事 業等」 を 農業で 再保 険 事 業等」 に 改

同条第二 項中 農業共済再保険勘定」 を 「農業再保 険 遊定」 に改め Ź。

第百三十六条第三項中

「農業共済再保険勘定、

を

「農業再保険勘定、

に改め、

同

項第一

号及び同条

第四 |項第一 号中 「農業共済再保険勘定」 を 「農業再保険勘定」 に、 農業共済再保険事業等」 を 「農業再

保険事業等」に改める。

第百三十七 条第六 項 中 「農業共済再保険 、 勘定」 を 「農業再保 険 、 勘定」 に改 \dot{b}

附則第四 + 条の 見 出 L 中 農業共済再保険 |勘定| を 「農業再 -保険: | 勘定 | に改め、 同 条中 「農業災害補

償法第百五 十条の三第 項 を 「農業保険法附則第三条第 項」に、 「農業共済再保険勘定」 を 「農業再

保険勘定」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措

第二十二条 前条の 規定 による改正 後の特別会計 に関する法律 (以下この条に お į١ て 「新特別会計 法

置

の規定は、 平成三十年度の予算から適用し、 前条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基

づく食料安定供 公給特 別 会計 \mathcal{O} 農業共 済 再保険 勘定 (以下この条に お 1 て 旧 農業共済再 保 険 勘 定 う

0 平 成二十 九 年 度 \mathcal{O} 収 入及び 支 出 並 び に 同 年 ·度以 前 \mathcal{O} 年 度 \mathcal{O} 決算 に関 L ては、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

この 場合にお V て、 旧農業共済再保 険 関節定の 平 ·成三十 · 年 度 0 歳 入に繰り入 れ るべ き金額 が あるときは 新

特別会計法に基づく食料安定供給特別会計の農業再保険勘定 (以下この条におい . て 「新農業再保険勘 定

という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧 『農業: 共済 5.再保険 勘 定 \mathcal{O} 平成二十 九 年 · 度 \mathcal{O} 出 納 の完結の際、 旧 農業共済 再保険勘定に 所属する積 $\frac{1}{2}$ 金は

新 特 別 会計 法第百 三十 应 条第 項 \mathcal{O} 規定に ょ り、 新 農業再保険 勘定 に所 属 す ,る積立. 金として積み立 てら

れたものとみなす。

3 この法な 律 の施行の際、 旧農業共済再保険勘定に所属する権利義務は、 新農業再保険勘定に帰属するもの

とする。

4 前 項 \mathcal{O} 規定に により 新農業再保険勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、 新農業再保険勘定の歳

入及び歳出とする。

附 則第七条 カ ≥ら第-九条までの規定によりなお従 前 の例によることとされる旧法第百三十四条 \mathcal{O} 規定によ

条第 る再 保険 項 事 \mathcal{O} 業及 規 定 び に 旧 カン 法 か 第 わ 5 百 匹 + 食 条 料 安定 \mathcal{O} 兀 供 \mathcal{O} 規定 給 特 に 别 会計 よる保険 に お 事 1 業に 7 行うもの 関 関する経 のとす 理 Ź。 は 新 特 \mathcal{O} 場 別 会 合に 計 法第 お け る 百 同 条 兀 第

兀 項 並 び に 新 特 別会計 法第百 二十七 条第三 項第一号及び第二号、 第百 三 十 九 条第三 項 第 号 並 び に 附 則 第

兀 + 条 \mathcal{O} 規 定 の適 用 につい 7 は、 新特別会計法第百二十四条第四 項中 保 険事 業 を とあ るの は 保保 険

事 業並 び に農業災害 補 償法 \mathcal{O} 部を改正する法律 平 成二十. 九 年 法 律 第 号) 附 則 第七 条 カン 5 第 九 条

まで

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

ŋ

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

によることとされ

た同

法に

ょ

る改

正

前

 \mathcal{O}

農業災害

補

償

法

(昭

和

二十二年

法

律 . 第 百 八 + 五 号。 以 下 旧 農 業 災害 補 償 法 とい う。 第 百 三十 兀 条 \mathcal{O} 規 定 にこ よる 再 保 険 事 業 及 てド 旧 農 業

災害 補 償 法 第 百 兀 + 条 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 規定 に よる保 険 事 業を」 と 新 特 別 会計 法第 百二十 七 条第 項 第 号 1 中

「保険 料 を とあ る \mathcal{O} は 「保険 料 並 び に 旧 農業災害補償法第百三十 -六条 \mathcal{O} 再 保険 料 及び 旧 農業災害補 償 法

第百 兀 + 条 \mathcal{O} 六の 保 険料 を 同 項第二号 イ 中 「保険 金を」 とあ る Oは 保保 険 金並 び に 旧 業災 害 補

償法 第 百三十 t 条 \mathcal{O} 再 保 険 金及 び 旧 農 業災 害補 償 法 第 百四 + 条 \mathcal{O} 七 \mathcal{O} 保 険 金を」 と、 同 号 口 中 交付 金

Ś 0 は 「交付 金 及び 旧 農業災害補 償法第十三条 (旧農業災 害補 遺法第-十三条 の六 に お 1 て準 甪 す る

定に 場合を含む。) ŧ ょ \mathcal{O} ŋ 及び 玉 旧 庫 が 農業災害補償法第十二条第一 負担す の規定による交付金」 るも と 新 と 特別会計 新特別会計法第百二十九条第三項第一号中 項若しくは第二項又は第十三条の二から第十三条の 法 所則: 第四 + 条中 「交付· 金 とある Ō もの」 は 「交付 とあるのは 五 金 ま 及 で び \mathcal{O} 規 旧

農業災害補償法第百 五十条の三第一 項 の交付金」とする。

(民法の一 部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十三条 民法 。 の 一 部を改正する法律 の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律 .. つ 部を次のように改

正する。

災害補償法第八十七 第二百 兀 + 条 (見 出 D 条 の二第六項 L を含む。 \mathcal{O} 改正規定を削 中 農業災害補償法」 り、 同 法第 八十八条の を 「農業保険 改 法 Ē 規定中 に改め、 「第八十八条中 同 条 \mathcal{O} うち 払払 農 戻 業

十 一 条第二項 \mathcal{O} 改正 規定中 「第百三十一条第二項」 を 「第百七十一 条第二項」に改め る。

を

「払戻し」に、」

を

「第百十九条中」

に改め、

「因つて」を「よつて」に」

を削

ŋ

同法第百三

第二百四 + 条の 見 出 L 中 農業災害補償 法 を 農業保険 法 に改め、 同 条中 $\overline{\mathcal{O}}$ 農業災害補 償 法

を $\overline{\mathcal{O}}$ 農業保証 険法」 に、 「「旧農業災害補 賞法」 を 「旧農業保 | 険法| に、 「第八十七条の二第六項 旧

農業災害補償法第百三十二条第一項及び第百四十一条の二において準用する場合を含む。) 又は第百三十

条第二項 (旧農業災害補償法第百 四十一条第二項」 を 「第百七十一条第二項 (旧農業保険法第百 九十八

条第二項 (旧 農 業保育 険法第二百三条及び第二百七条に おいて準用する場合を含む。)」 に改 らめる。

(農林水産省設置法の一部改正)

第二十四条 農林水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号) の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号中 「農業災害補償」 を 「農業保険」 に改める。

第六条第二項の 表農漁業保険審査会の項中 「農業災害補償法」 を 農業保険法」 に改める。

(政令への委任)

第二十五条 この 附則に規定するもののほ か、 この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措

置を含む。)は、政令で定める。